

# **第1部**

## **福岡県における 男女共同参画の現状**

# 福岡県における男女共同参画の現状

特集 福岡県における男女共同参画の現状と今後の取組の方向性  
～女性がいきいきと働き活躍できること～

第1章 母子家庭の母親、配偶者からの暴力被害女性の状況

第2章 職場における男女の均等な機会と待遇の確保及び  
女性の安定就労の状況

第3章 社会・経済活動の指導的地位への女性の進出の状況

第4章 女性が活躍できる社会を実現するための意識と  
実践活動の状況

第5章 女性の安全・安心な生活の確保の状況

## 福岡県における男女共同参画の現状と今後の取組の方向性

～女性がいきいきと働き活躍できること～

近年、少子高齢化や経済の低迷など、社会経済情勢が急速に変化する中、特に生産年齢人口の減少による社会の活力の低下が懸念されている。

こうした社会情勢の変化に対応し、活力ある社会を築くためには、男女共同参画社会を実現し、あらゆる分野で女性が個性と能力を十分に発揮していく必要がある。

### 福岡県の人口の推計

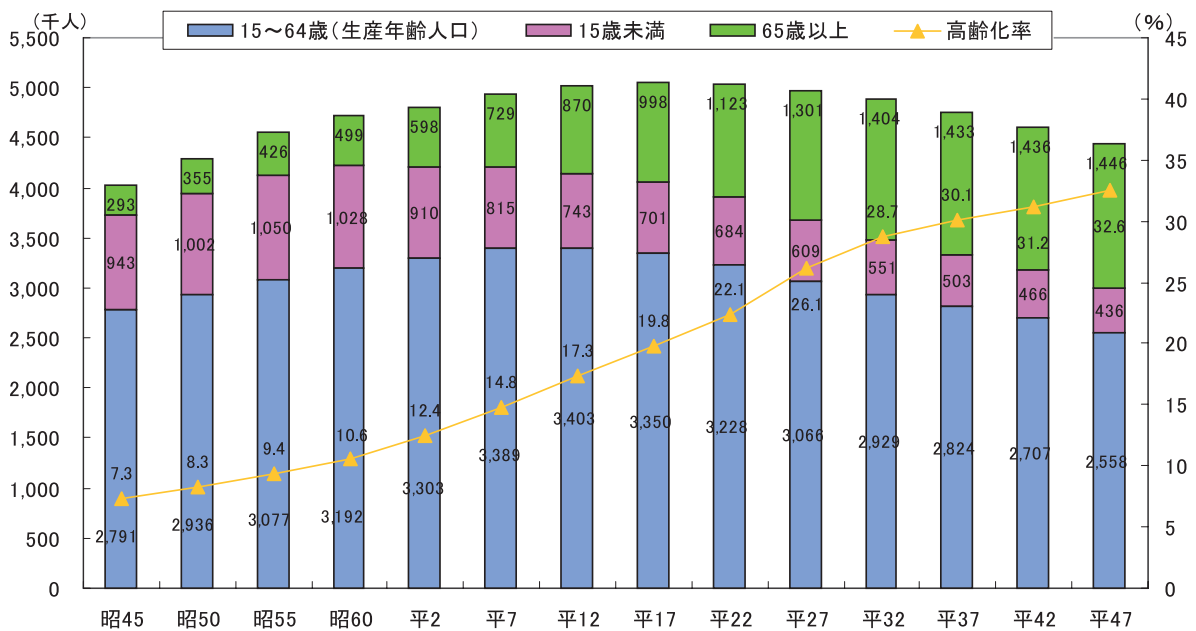
平成22年の福岡県の人口は5,071,968人（男性：2,393,965人、女性2,678,003人）となっており、平成17年の調査結果より、22,842人増加している。

しかし、生産年齢人口（15～64歳）の占める割合は平成17年の65.9%（3,326,610人）から平成22年には63.6%（3,227,932人）と、2.3ポイント減少している。

また、65歳以上の占める割合（高齢化率）は、平成17年の19.8%（997,978人）から平成22年には22.1%（1,123,376人）と、2.3ポイント増加し、15歳未満の割合は平成17年の13.9%（701,195人）から平成22年の13.5%（684,124人）と0.4ポイント減少し、少子高齢化が進展している。

こうした傾向は更に進み、平成47年には、生産年齢人口の占める割合は57.6%まで減少し、高齢化率は32.6%に達すると推計されている。

図表 特一 1 福岡県の人口推計と高齢化率（福岡県）



※ 総数には年齢「不詳」を含み、年齢階級別の割合及び上記図表には含まない。

備考：平成22年までは総務省「国勢調査」、平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」より作成

## 女性がいきいきと働き活躍できること

本県では、昨日より今日、今日より明日が良くなる、将来に希望が持てるような地域社会を構築し、県民一人一人が福岡県に生まれ、生活して良かったと実感できる「県民幸福度日本一」を目指している。

この「県民幸福度日本一」を実現するためには、男女共同参画を進め、女性がいきいきと働き、活躍できることが重要な要素である。

平成27年度までの5年間で計画期間とする「第3次福岡県男女共同参画計画」においては、「女性の更なる社会進出を推進し、女性が多様な分野で能力を発揮する活力ある社会をつくる」を大目標とし、主要な観点として、「困難な立場にある女性への支援」、「課題解決型の実践的活動の推進」を掲げ、多様な主体と協働を図りつつ、施策を総合的、計画に推進することとしている。

### ① 女性が活躍する社会をつくる

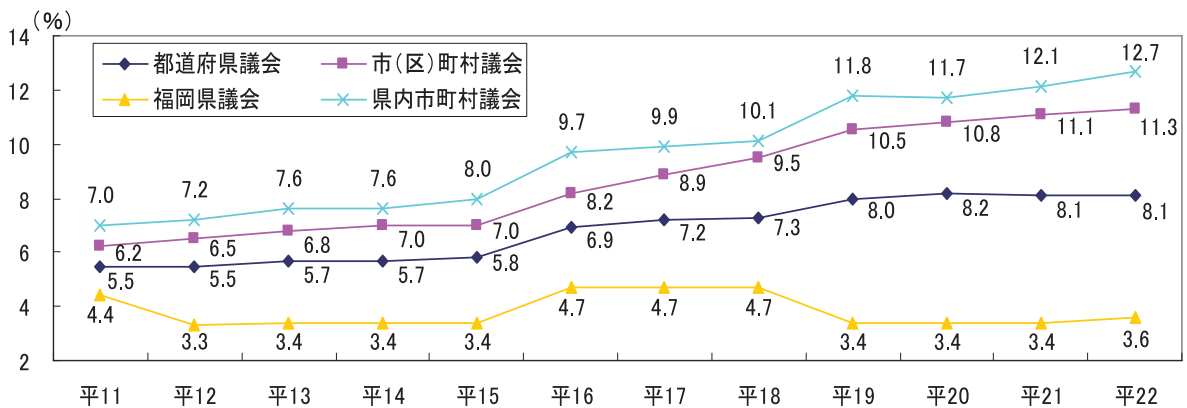
#### めざす姿

- 女性の社会進出が進み、多様な分野で能力を発揮し、責任ある立場において活躍している社会
- 多くの女性が、政治・行政における政策決定や企業の経営に参画している社会

#### 現状・課題

- 福岡県議会における女性議員の比率は、平成22年12月現在3.6%（平成23年4月の地方統一選挙後4.7%）であり、全国の都道府県議会の女性議員の平均比率8.1%を、4.5ポイント下回っている。県内の市町村議会における女性議員の平均比率は、平成22年12月現在、12.7%であり、全国の市（区）町村議会の女性議員の平均比率11.3%を、1.4ポイント上回っている。

図表 特一 2 地方議会における女性議員比率（福岡県・全国）



備考：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」

- 平成22年10月時点での県内事業所における管理職に占める女性の割合は、役員で16.8%、部長相当職で9.6%、課長相当職で11.8%、係長相当職で20.2%、管理職全体で15.1%となっている。いずれも平成19年10月時点よりも増加しており、特に係長相当職は8.3ポイント高くなっている。

図表 特一 3 事業所における女性管理職に占める女性の割合（福岡県）

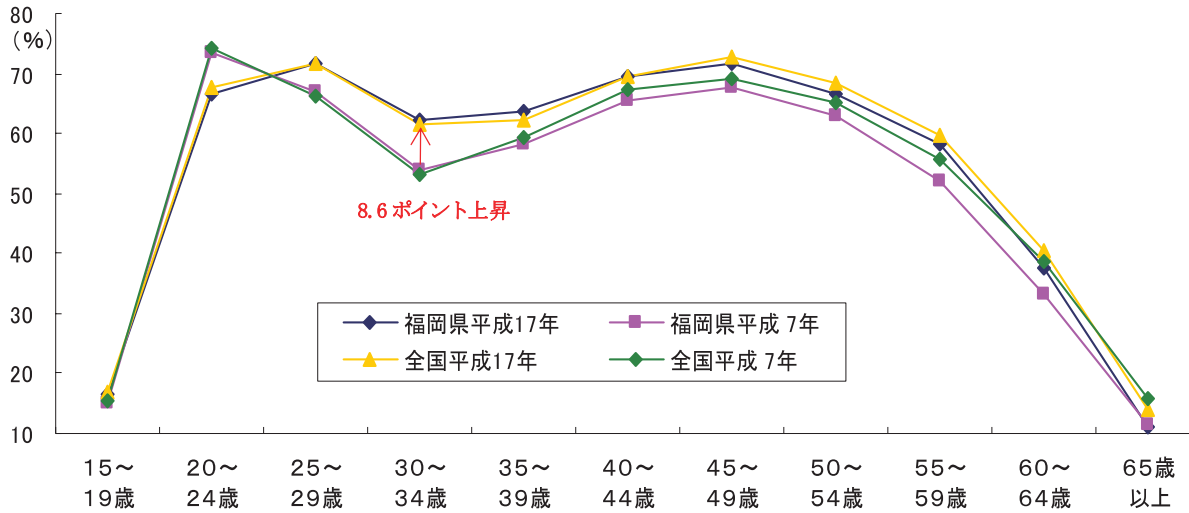
(単位：%)

	管理職全体	役員	部長相当職	課長相当職	係長相当職
平成22年	15.1	16.8	9.6	11.8	20.2
平成19年	10.5	14.7	9.5	7.7	11.9

備考：福岡県「雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査」

- 女性の労働力率を年齢階級別にグラフにした場合、30代前半（30～34歳）を谷とするM字曲線を描いており、結婚・出産期に離職する女性が多い傾向にある。  
M字の底にあたる30代前半の女性の労働力率は、平成7年と平成17年を比較すると、福岡県が8.6ポイント、全国では8.3ポイント上昇しており、「職業中断・再就職型」から「就業継続型」へと移行し、M字のカーブが台形に近づきつつある。

図表 特一4 女性の年齢階級別労働力率（福岡県・全国）

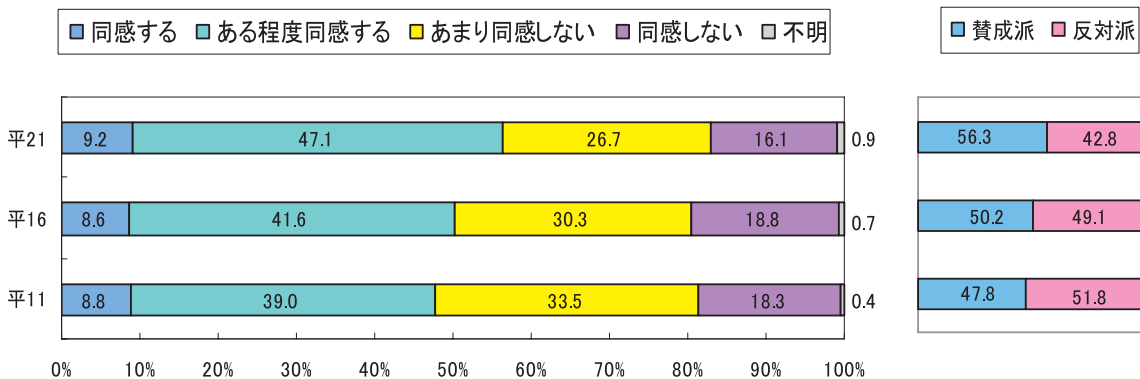


	年齢	15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～	60～	65歳
		19歳	24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	54歳	59歳	64歳	以上
福岡県	平成17年	16.5	66.5	71.6	62.4	63.5	69.5	71.6	66.4	58.1	37.4	11.1
	平成7年	15.1	73.4	67.1	53.8	58.3	65.5	67.7	63.1	52.0	33.1	11.4
全国	平成17年	16.8	67.7	71.6	61.6	62.3	69.5	72.7	68.3	59.7	40.4	14.0
	平成7年	15.6	74.2	66.3	53.3	59.3	67.4	69.2	65.1	55.8	38.8	15.7

備考：総務省「国勢調査」

- 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、どの程度同感するかとの質問に対しては、賛成派（「同感する」、「ある程度同感する」）が56.3%と増加傾向にある。これは、昨今の経済情勢による厳しい雇用環境や仕事と家庭の両立が難しいことなどから、「仕事に就くより家庭に止まれたら」などの心理的状況が影響したものと推測される。

図表 特一5 性別役割分担意識（福岡県）



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」

## ② 社会的・経済的に厳しい状況を強いられている女性を支える

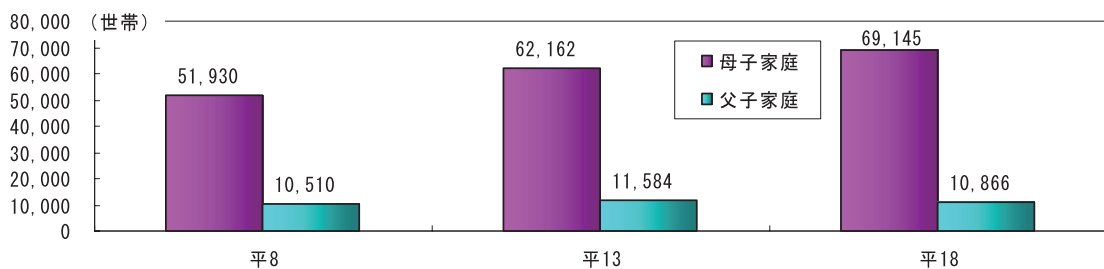
### めざす姿

- 社会的・経済的に厳しい状況を強いられている女性への支援体制を充実させ、安心して生活できる社会
- 女性があらゆる暴力におびえることなく、安全で安心して暮らすことができる社会

### 現状・課題

- 平成18年11月1日現在における母子家庭の世帯数は69,145世帯で、この10年間で33.2%(17,215世帯)増加している。

図表 特一6 母子家庭等の世帯数（福岡県）

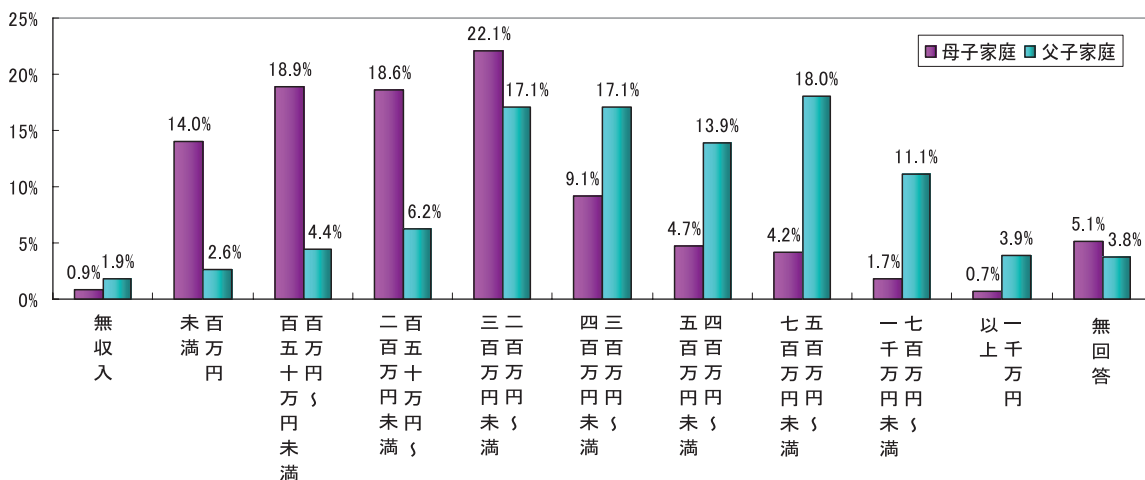


備考：福岡県「母子家庭世帯等実態調査」

- 母子家庭世帯の年間税込み収入は、「200～300万円未満」が22.1%で最も高く、「100～150万円未満」18.9%、「150～200万円未満」18.6%、「100万円未満」14.0%と続き、300万円未満の世帯が7割以上を占めており、平均年間税込み収入は約220万円となっている。

父子家庭世帯では、「500～700万円未満」が18.0%で最も高く、「300～400万円未満」及び「200～300万円未満」がともに17.1%となっている。父子家庭世帯の平均年間税込み収入は約432万円となっており、母子家庭世帯の約2倍となっている。

図表 特一7 母子家庭世帯等の年間税込み収入（福岡県）

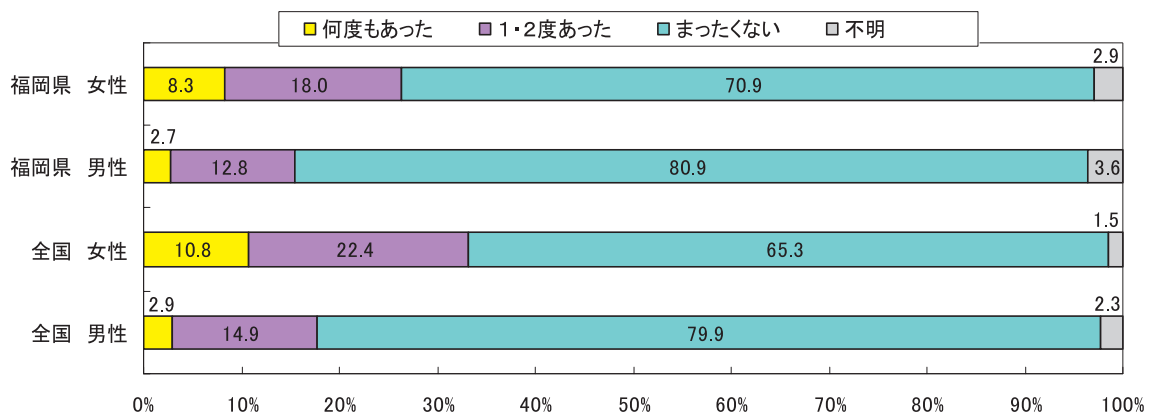


備考：福岡県「母子家庭世帯等実態調査」（平成18年度）

○ 配偶者や交際相手から、何らかの暴力（「身体的な暴力」、「精神的な暴力」、「性的な暴力」のいずれか）を受けたことが「何度もあった」女性は8.3%となっており、「1・2度あった」18.0%も含め、女性の約4人に1人（26.3%）が、配偶者や交際相手から何らかの暴力を受けた経験があると回答している。

1. 身体的な暴力： ながる、ける、物を投げつける、突き飛ばすなど。
2. 精神的な暴力： 人格を否定するような暴言、交友関係の細かい監視、精神的な嫌がらせ、危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫など。
3. 性的な暴力： 性的な行為の強要、避妊の拒否、中絶の強要など。

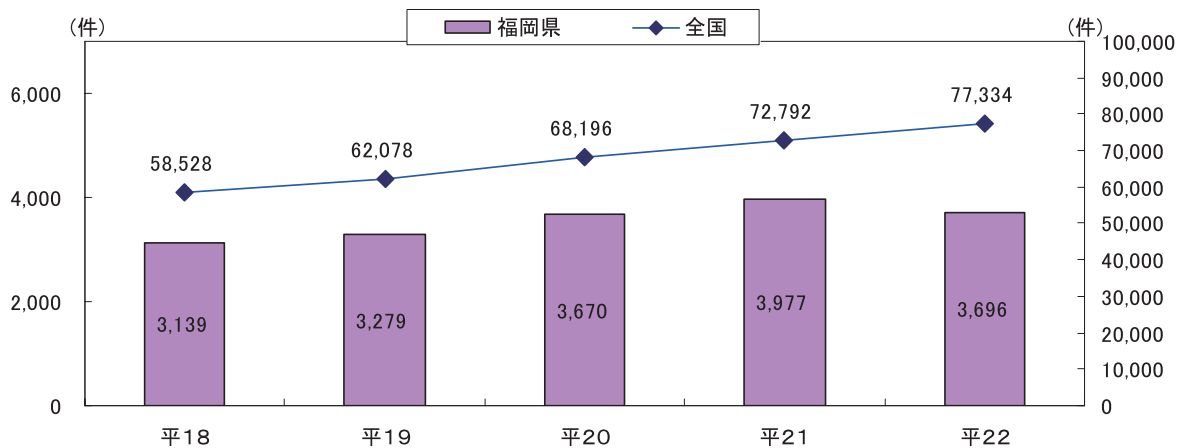
図表 特-8 配偶者等からの暴力被害経験（福岡県・全国）



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成21年度）、内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成20年度）

○ 本県における配偶者暴力相談支援センターの相談件数は、平成22年度は3,696件と、前年より281件の減少となっている。  
 全国では、平成22年度は77,334件で、前年よりも4,542件、6.2%の増加となっている。

図表 特-9 配偶者からの暴力に関する相談件数（福岡県・全国）



※配偶者暴力相談支援センター 計12カ所（福岡県：10カ所【女性相談所、県保健福祉（環境）事務所】北九州市：1カ所 福岡市：1カ所）  
 備考：内閣府男女共同参画局、福岡県新社会推進部男女共同参画推進課調べ

## 第1章 母子家庭の母親、配偶者からの暴力被害女性の状況

昨今の世界同時不況による雇用環境の厳しさにより、特に母子家庭の母親や配偶者からの暴力被害女性などは、経済的にも、精神的にも、より困難な状況を強いられている。このような困難な状況は、男女共同参画社会の実現を大きく損なう重視すべき課題であり、困難を抱える女性が社会参画へのスタートラインに立つことができるよう支援することが必要である。

この章では、母子家庭の母親、配偶者からの暴力被害女性の状況についてまとめている。

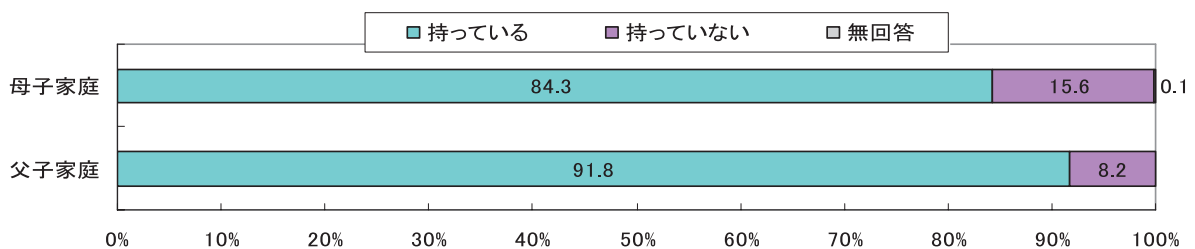
### 本章のポイント

- 母子家庭の母親の有職率は84.3%となっているが、父子家庭に比べると若干低い。
- 母子家庭の母親で仕事をもっている人の就労形態は、54.1%が非正規労働となっており、正規労働の割合は、父子家庭の父親の約6割にとどまっている。
- 県内の一時保護件数は、平成22年度は210件であり、ほぼ横ばいとなっている。
- 配偶者等からの暴力に関する正しい認識・理解は確実に進んでいる。
- 身近でDVについて見聞きした経験のある人の約3割が、何の対応もできていない。
- 配偶者からの暴力事案の認知件数は、年々増加傾向にある。

### 母子家庭の母親の有職率

母子家庭の母親の、調査時点での仕事の有無については、仕事を「持っている」84.3%、「持っていない」15.6%となっており、大半の人が仕事を持っている。父子家庭の有職率91.8%と比較すると、7.5ポイント低くなっている。

図表 1-1 母子家庭の母親、父子家庭の父親の仕事の有無（福岡県）



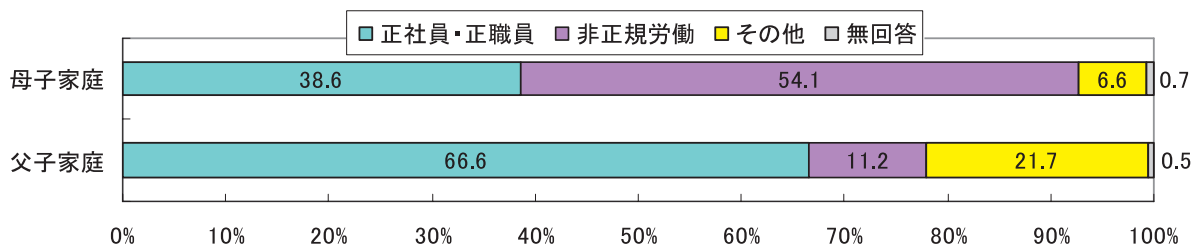
備考：福岡県「母子家庭世帯等実態調査」（平成18年度）

### 母子家庭の母親の就労形態

母子家庭の母親で仕事をもっている人の就労形態は、54.1%が「非正規労働」（派遣・契約社員、パートタイマー、臨時・日雇など）となっており、「正社員・正職員」は38.6%となっている。

他方、父子家庭の父親では66.6%が「正社員・正職員」であり、母子家庭の母親の「正社員・正職員」の割合は父子家庭の父親の約6割にとどまっている。

図表 1-2 母子家庭等の就労形態（福岡県）



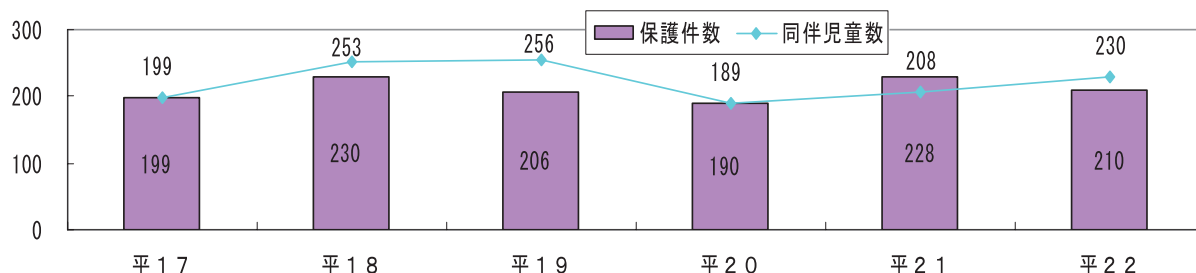
備考：福岡県「母子家庭世帯等実態調査」（平成18年度）



一時保護件数

福岡県内の一時保護件数は、平成22年度で210件となっている。

図表 1-3 一時保護件数（福岡県）（単位：件）

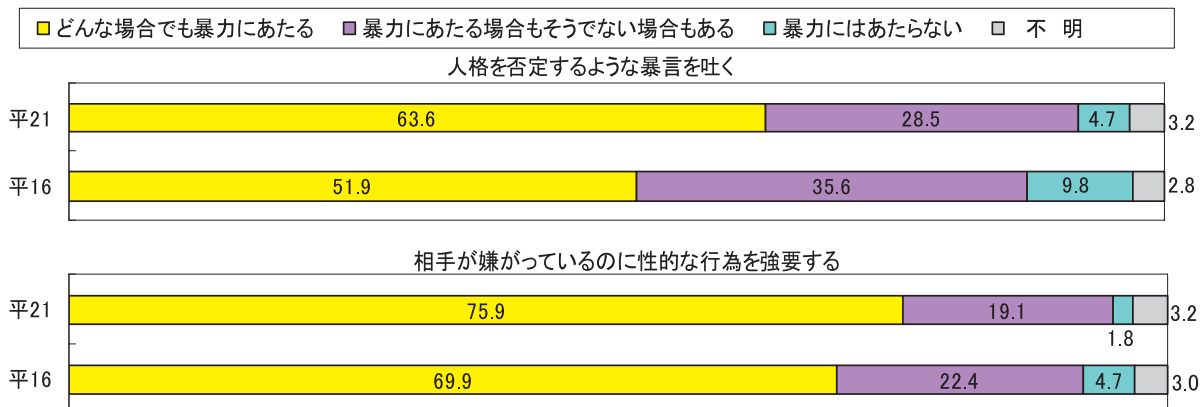


※同伴児童：一時保護の際に同伴する18歳未満の子ども（単位：人、外数） 備考：厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」

暴力と認識される行為

夫婦や交際相手との間で行われた行為が暴力にあたるかどうかを尋ねたところ、「人格を否定するような暴言を吐く」といった精神的な暴力や、「相手が嫌がっているのに性的な行為を強要する」といった性的な暴力について、「どのような場合でも暴力に当たる」と回答した人が5年前の調査と比較して増加しており、配偶者等からの暴力に関する正しい認識・理解が確実に進んでいる。

図表 1-4 暴力と認識される行為（福岡県）



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」

「男女共同参画社会に向けての意識調査」について

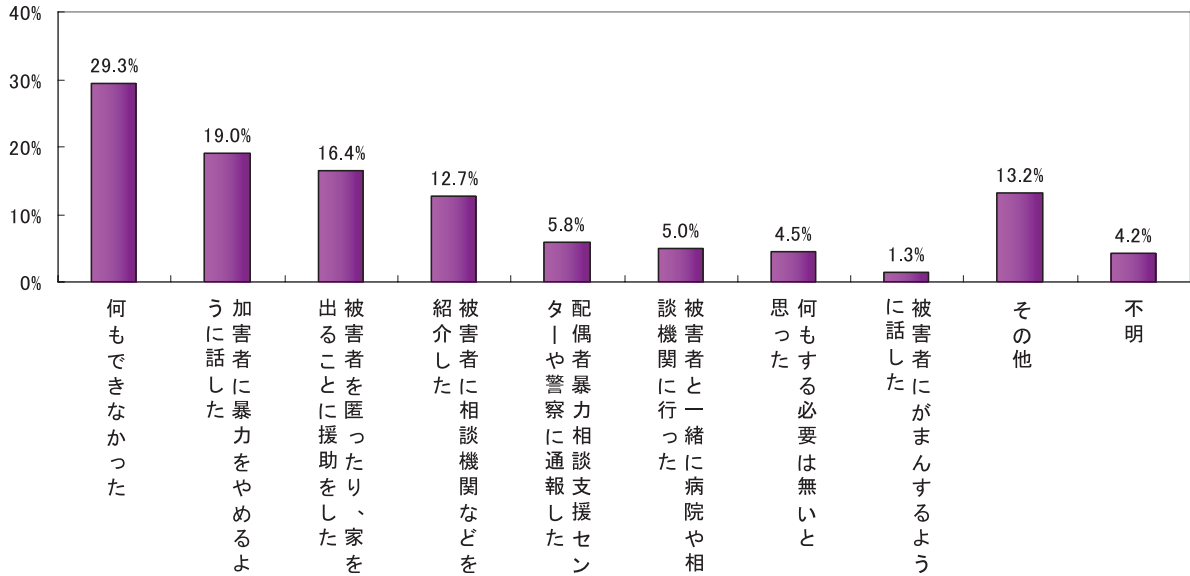
福岡県民の男女共同参画に関する意識と実態を把握し、今後の施策の基礎資料とするために、男女共同参画計画の策定期間にあわせて、5年に1度実施している。

- (1) 調査地域 福岡県全域
- (2) 調査対象 県内に居住する満20歳以上75歳未満の男女とも個人
- (3) 標本数 4,000サンプル（女性：2,066、男性：1,934）
- (4) 標本抽出 層化二段無作為
- (5) 調査時期 平成21年については5月下旬に調査票を郵送、同年6月に回収
- (6) 平成21年度 有効回収総数 2,929サンプル（回収率：73.2%）  
 調査の回収状況 [女性] 1,632サンプル（回収率：79.0%）  
 [男性] 1,297サンプル（回収率：67.1%）

身近でのDV（配偶者等からの暴力）への対応

身近でDVについて見聞きした経験のある人に、そのことを知ってどうしたかを尋ねたところ、約3割（29.3%）が「何もできなかった」と回答し、次いで「加害者に暴力をやめるように話した」が19.0%、「被害者を匿ったり、家を出ることに援助をした」16.4%、「被害者に相談機関などを紹介した」12.7%となっている。

図表 1-5 身近でのDVへの対応（福岡県）

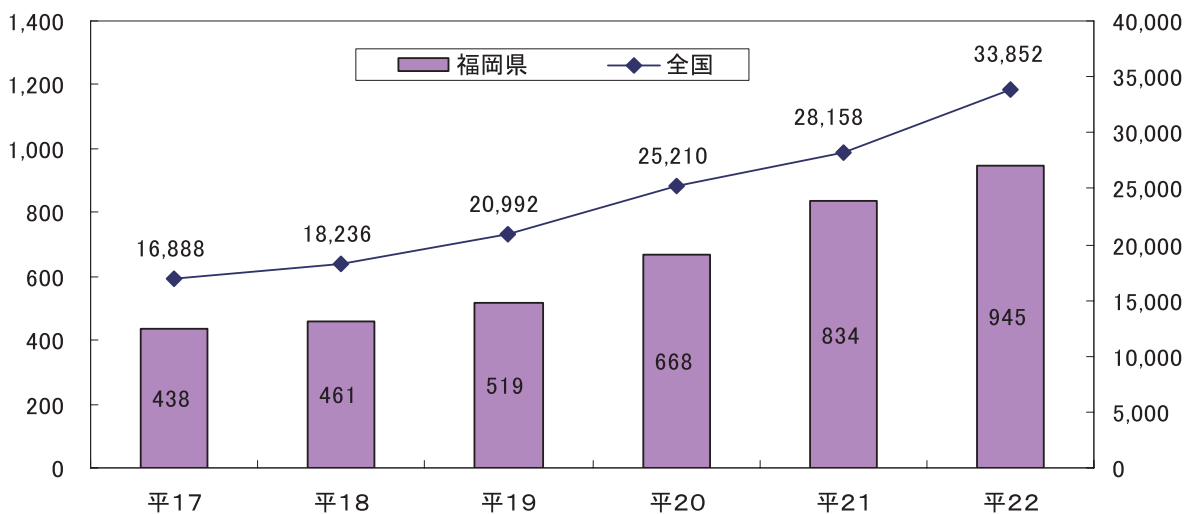


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成21年度）

配偶者からの暴力事案の認知件数

本県の配偶者からの暴力事案の認知件数（県警察取扱い）は、平成22年には過去最高となる945件に達し、全国的にも年々増加傾向にある。

図表 1-6 配偶者からの暴力事案の認知件数（福岡県・全国）



※ 認知件数とは、相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状受理、検挙等により配偶者からの暴力相談を認知した件数  
備考：警察庁、福岡県警調べ

## 第2章 職場における男女の均等な機会と待遇の確保及び女性の安定就労の状況

社会に出て働くことは、生活の経済的基盤を作るものであるため、職場における男女の機会均等を実現することは、男女共同参画社会を築いていくうえできわめて重要である。

また、働く女性が増えている現在、職業生活と家庭生活を両立させるためには、企業をはじめとして社会全体による支援が必要である。

この章では、就労の場における女性の就労の実態や意識、雇用形態の状況、両立支援に係る意識、そしてワーク・ライフ・バランスの状況についてまとめている。

### 本章のポイント

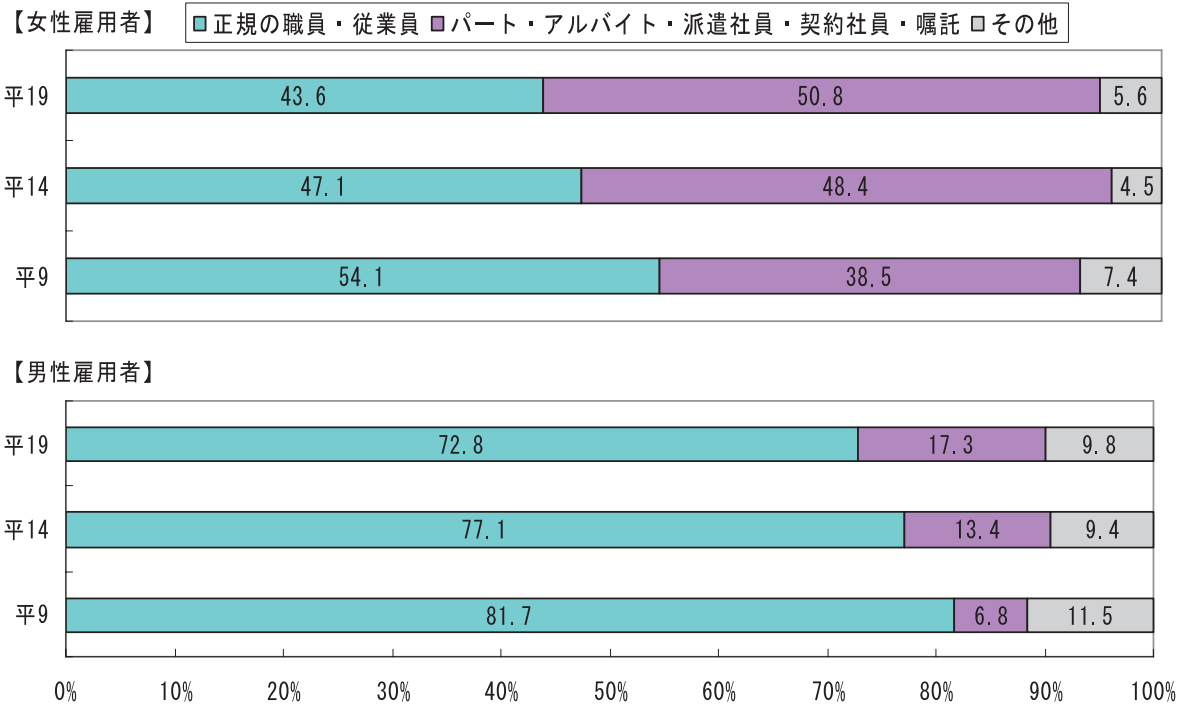
- 男女とも雇用形態が正規労働から非正規労働へと移行してきており、特に女性は約5割が非正規労働である。また、賃金や平均勤続年数などの男女間格差も解消されていない。
- 共働き世帯が増加し、女性も働き続けた方がよいと考える人も増加しているが、依然として就業していた女性の約6割が出産を機に退職している。
- 就労の場における男女の取扱いについては、雇用する側が考える程、雇用される側は均等とは感じておらず、意識のずれが見られる。
- 男女とも仕事・家事・プライベートの両立願望が高いものの、実際は仕事優先になっている。
- 女性の育児休業取得率は高くなったが、男性の取得率は未だ低い。

### 雇用者の雇用形態

女性雇用者に占める正規職員・従業員の割合は、平成9年で54.1%であったが、平成19年では43.6%と10.5ポイント減少している。男性も平成9年の81.7%から平成19年には72.8%へ8.9ポイント減少しており、全体的な雇用情勢の悪化が考えられる。

パート・アルバイト・派遣社員・契約社員・嘱託などの非正規労働については、男性は17.3%であるのに対し、女性は50.8%と雇用者に占める割合が依然として高い結果となっている。

図表 2-1 雇用者の雇用形態（福岡県）

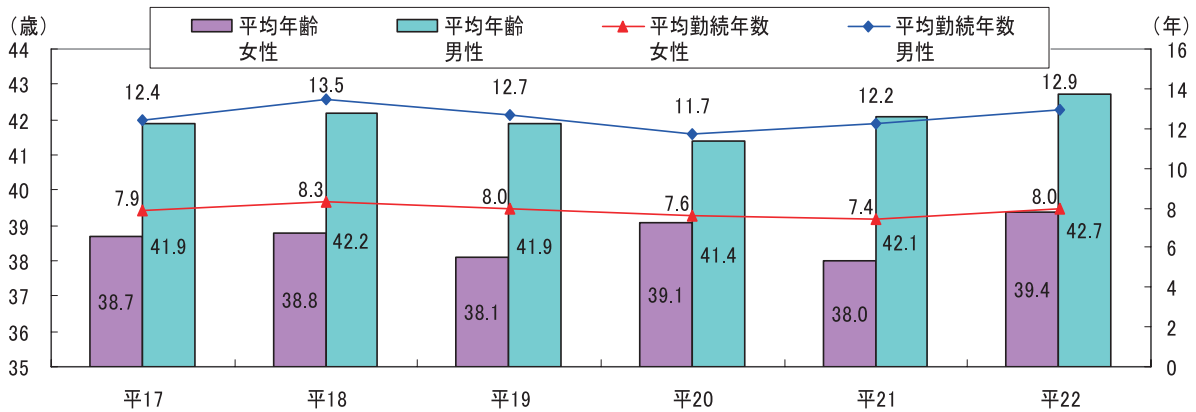


備考：総務省「就業構造基本調査」

雇用者の平均年齢と平均勤続年数

福岡県の女性雇用者の平均年齢は39.4歳、男性雇用者は、42.7歳となっている。  
平均勤続年数をみると、女性雇用者は8.0年で、男性雇用者の12.9年と比較すると4.9年短い。

図表 2-2 雇用者の平均年齢と平均勤続年数（福岡県）



注) 短時間労働を含まない。

備考：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」「労働力調査」

雇用者の平均年齢と平均勤続年数

福岡県における毎月決まって支給する給与額は、平成22年で女性232,700円、男性337,600円である。  
男性の給与水準を100とした場合の女性の給与は、68.9であり、前年並となっている。

なお、全国平均との比較では、男女ともに給与額では下回っているものの、男女間格差は、全国の67.7と比較して1.2ポイント縮まっている。

図表 2-3 毎月決まって支給する給与額（福岡県・全国）

(単位：円)

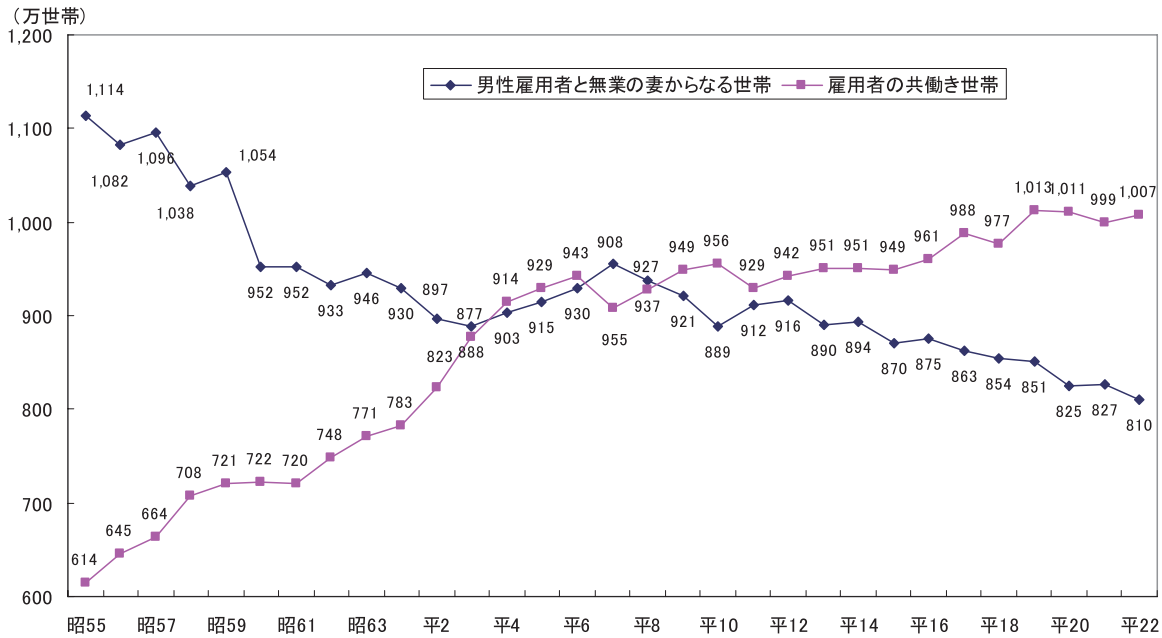
			平成2	平成12	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22
			福岡県	女性	きまって支給する給与額	180,200	230,700	222,700	224,200	232,200
		所定内給与額	170,500	217,900	209,900	211,500	219,500	215,000	213,500	218,800
		年間賞与他特別給与額	532,000	670,000	497,900	507,800	504,000	516,500	491,400	517,800
	男性	きまって支給する給与額	307,000	351,300	342,900	347,500	341,600	341,400	329,400	337,600
		所定内給与額	275,200	321,100	312,400	315,000	307,500	310,400	303,000	310,300
		年間賞与他特別給与額	1,057,500	1,068,800	938,100	987,300	865,000	966,100	922,000	849,600
	格差 男女間	きまって支給する給与額	58.7	65.7	64.9	64.5	68.0	66.8	68.9	68.9
		所定内給与額	62.0	67.9	67.2	67.1	71.4	69.3	70.5	70.5
		年間賞与他特別給与額	50.3	62.7	53.1	51.4	58.3	53.5	53.3	60.9
全国	女性	きまって支給する給与額	186,100	235,100	239,000	238,600	241,700	243,100	243,200	243,600
		所定内給与額	175,000	220,600	222,500	222,600	225,200	226,100	228,000	227,600
		年間賞与他特別給与額	567,100	677,000	566,400	569,300	568,400	582,700	570,600	536,200
	男性	きまって支給する給与額	326,200	370,300	372,100	372,700	372,400	369,300	354,600	360,000
		所定内給与額	290,500	336,800	337,800	337,700	336,700	333,700	326,800	328,300
		年間賞与他特別給与額	1,154,200	1,162,400	1,057,800	1,082,200	1,078,400	1,072,300	1,043,000	910,200
	格差 男女間	きまって支給する給与額	57.1	63.5	64.2	64.0	64.9	65.8	68.6	67.7
		所定内給与額	60.2	65.5	65.9	65.9	66.9	67.8	69.8	69.3
		年間賞与他特別給与額	49.1	58.2	53.5	52.6	52.7	54.3	54.7	58.9

備考：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」「労働力調査」

共働き等世帯数

夫婦ともに雇用者となっている共働き世帯は、年々増加傾向にあり、男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯は減少している。

図表 2-4 共働き等世帯数 (全国)



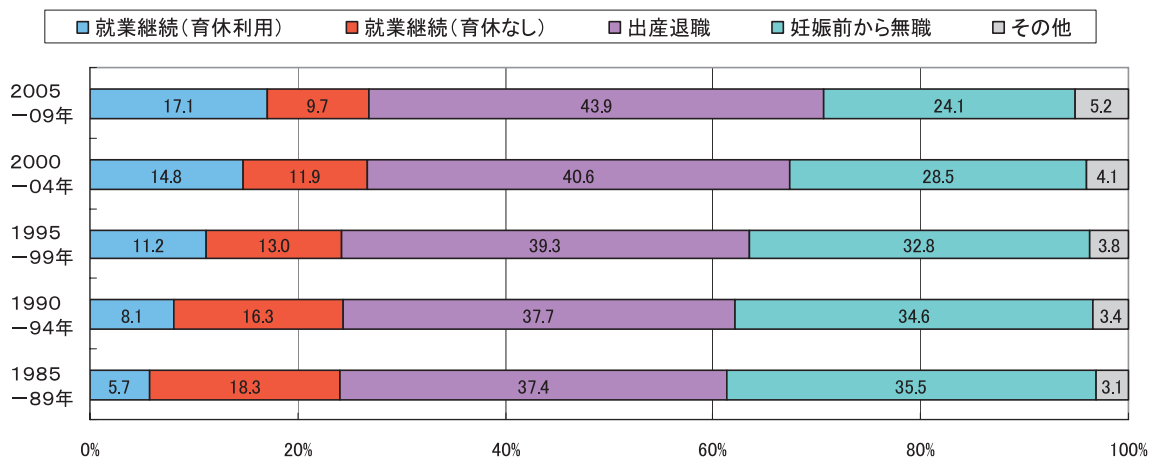
備考：総務省「労働力調査」

第1子出産前後の就業変化

第1子の妊娠が判明した時点で就業している女性は70.7%となっており、年々増加傾向にあるものの、依然として43.9%（就業していた女性の約6割）は出産退職しており、こちらも年々増加傾向にある。

出産後も就労を継続しているのは26.8%で、育児休業を取得して就業継続しているのは17.1%となっており、年々利用者が増加している。

図表 2-5 第1子出産前後の就業変化 (全国)



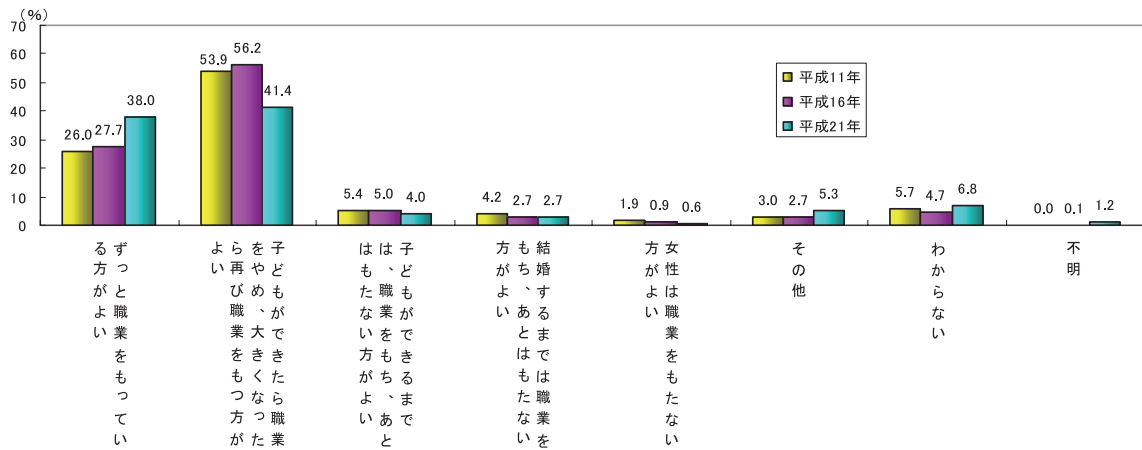
備考：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」(平成22年)

女性が職業をもつことについての意識

一般的に女性が職業をもつことについて、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」(41.4%)と「ずっと職業をもっている方がよい」(38.0%)の2つの意見に大別された。

平成11年からの10年間でみると、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が10ポイント以上減少し、「ずっと職業をもっている方がよい」が10ポイント以上上昇しており、「職業中断・再就職型」から「就業継続型」へと移行してきている。

図表 2-6 女性が職業をもつことについての意識 (福岡県)



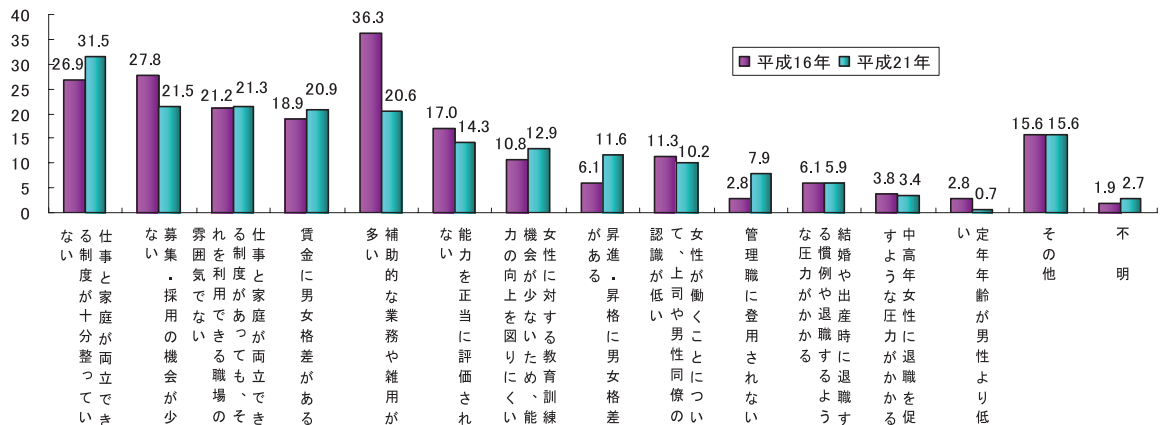
備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」

女性にとって働きにくい理由

現在勤めている職場が女性にとって働きにくい（又はどちらかといえば働きにくい）と考えている人にその理由について尋ねたところ、「仕事と家庭が両立できる制度が十分整っていない」(31.5%)が最も高く、以下「募集・採用の機会が少ない」(21.5%)、「仕事と家庭が両立できる制度があっても、それを利用できる職場の雰囲気でない」(21.3%)、「賃金に男女格差がある」(20.9%)、「補助的な業務や雑用が多い」(20.6%)などが続いている。

平成16年度と比べると、「補助的な業務や雑用が多い」が、平成16年度36.3%から平成21年度20.6%へと15.7ポイント減少し、大きな変化として表れている。また「仕事と家庭が両立できる制度が十分整っていない」が、26.9%から31.5%へと4.6ポイント増加、「募集・採用の機会が少ない」が27.8%から21.5%へと6.3ポイント減少しているのも目立つ変化である。

図表 2-7 女性にとって働きにくい理由 (福岡県)

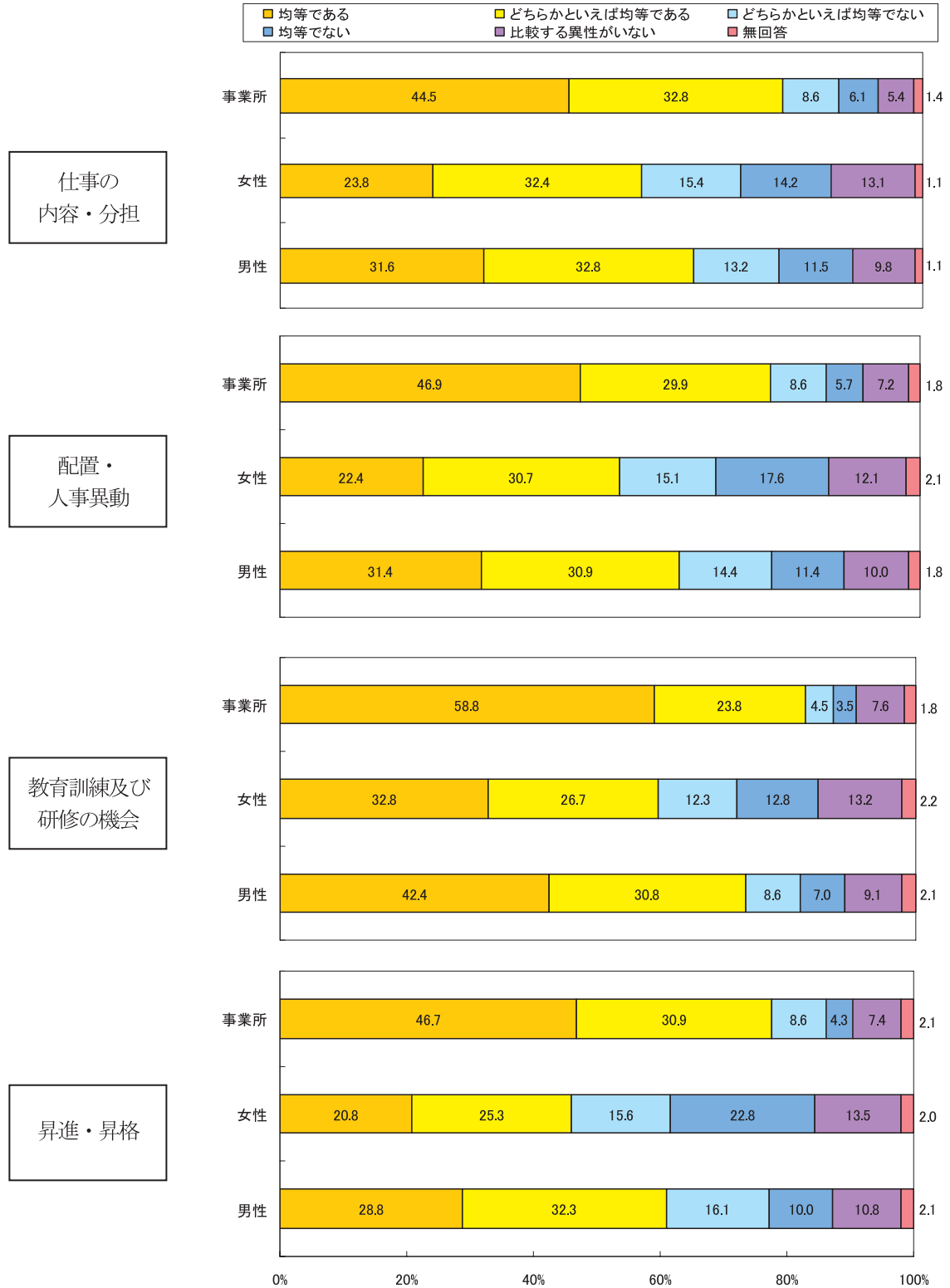


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」

事業所と従業員の男女の取扱いに対する意識

職場における男女の取扱いについて、女性従業員の均等感が最も高いのは「教育訓練及び研修の機会」で59.5%（事業所82.6%）であるのに対し、最も低いのは「昇進・昇格」で46.1%（事業所77.6%）となっており、雇用管理を「する側」と「される側」に意識のずれがみられる。

図表 2-8 事業所と従業員の男女の取扱いに対する意識（福岡県）



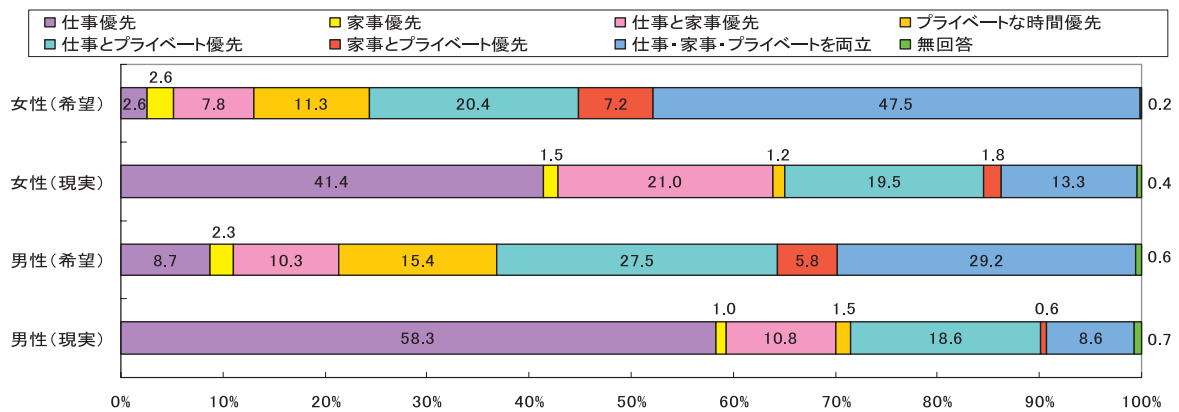
備考：福岡県「雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査」（平成22年度）

生活の中での時間の使い方（希望・現実）

生活の中で、仕事・家事（育児）・プライベートな時間（趣味など）の優先度を尋ねた結果、女性の希望では「仕事・家事・プライベートを両立」(47.5%)が最も高く、次いで「仕事とプライベート優先」(20.4%)、「プライベートな時間優先」(11.3%)と続いているが、現実には、「仕事優先」(41.4%)に次いで、「仕事と家事優先」(21.0%)、「仕事とプライベート優先」(19.5%)となっており、「仕事・家事・プライベートを両立」は13.3%と、希望とのギャップが大きい。

男性の希望では「仕事・家事・プライベートを両立」(29.2%)が最も高く、これに「仕事とプライベート優先」(27.5%)、「プライベートな時間優先」(15.4%)が続いているが、現実には、「仕事優先」(58.3%)に次いで、「仕事とプライベート優先」(18.6%)、「仕事と家事優先」(10.8%)となっており、「仕事・家事・プライベートを両立」は8.6%と、こちらも希望とのギャップが大きくなっている。

図表 2-9 生活の中での時間の使い方・希望と現実（福岡県）



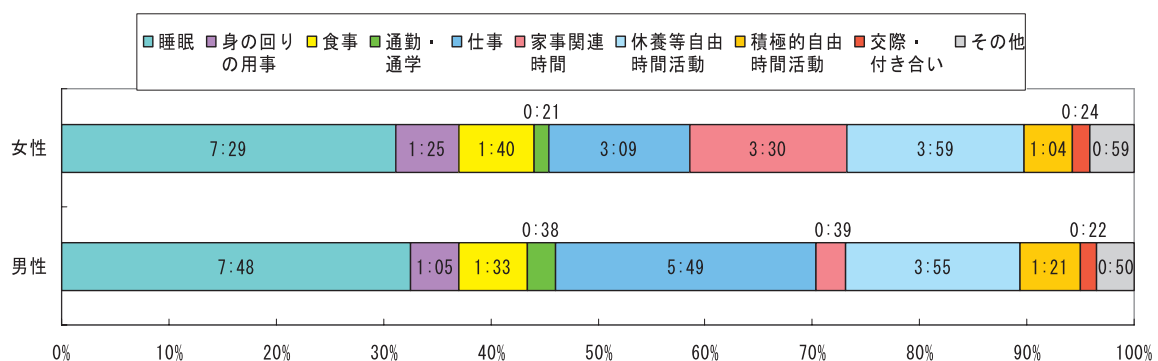
備考：福岡県「雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査」（平成22年度）

1日の生活時間

1日の生活時間の使い方（週全体平均）をみると、女性（15歳以上）では睡眠時間を除き、最も長いのは「休養等自由時間活動」の3時間59分、次いで「家事関連時間」3時間30分、「仕事」3時間9分となっている。

男性（15歳以上）では、「仕事」の5時間49分、次いで「休養等自由時間活動」の3時間55分、「食事」1時間33分となっており、「家事関連時間」は39分と、女性の約2割程度となっている。

図表 2-10 1日の生活時間（週全体平均）（福岡県）



※ 「仕事」は「仕事」と「学業」の合計時間、「家事関連時間」は「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計時間、「休養等自由時間活動」は「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」、「休養・くつろぎ」の合計時間、「積極的自由時間活動」は「学習・研究」、「趣味・娯楽」、「スポーツ」、「ボランティア活動・社会参加活動」の合計時間、「その他」は「移動（通勤・通学を除く）」、「受診・診療」、「その他」の合計時間。

備考：総務省「社会生活基本調査」（平成18年）

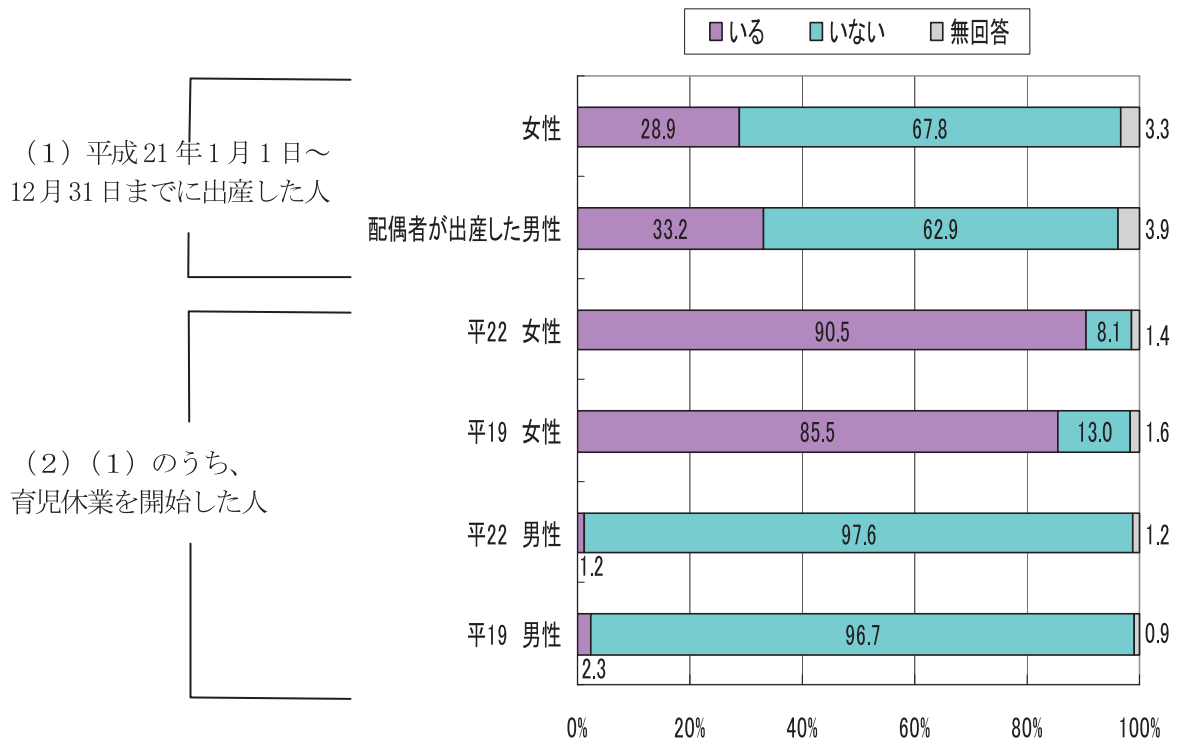


育児休業制度の利用状況

平成22年の調査では、平成21年に女性で出産した人が「いる」事業所は28.9%、配偶者が出産した男性が「いる」事業所は33.2%であった。そのうち育児休業を開始した人が「いる」事業所は、女性が90.5%、男性が1.2%であった。(図表2-11)

女性の出産者に占める育児休業取得率は89.6%と、平成19年よりも1.4ポイント上昇している。男性では平成19年の取得者は0.5%だったが、平成22年には0.7%となっている。(図表2-12)

図表2-11 育児休業制度の利用状況 (福岡県)



図表2-12 育児休業の取得者数及び復職者数 (福岡県)

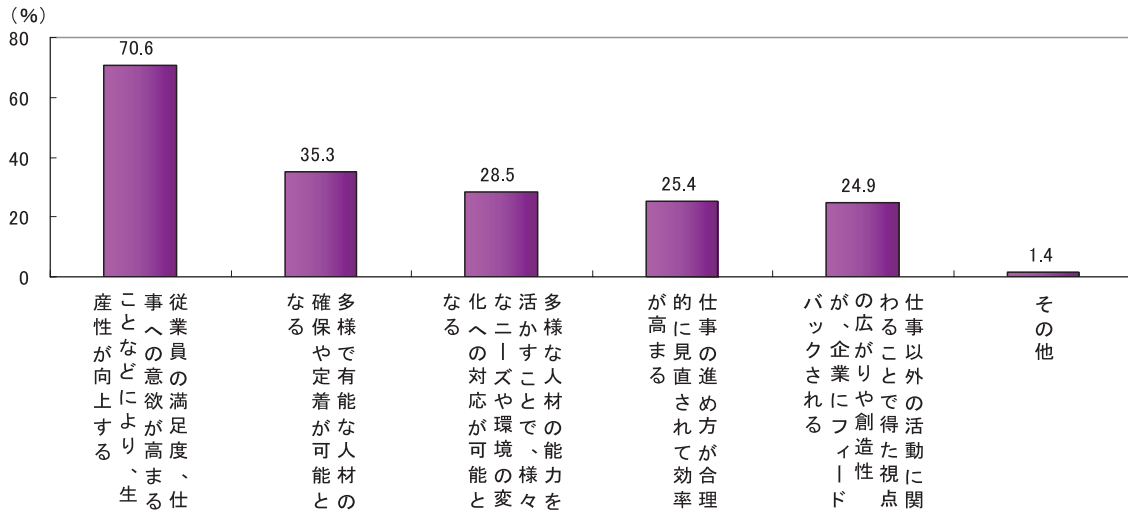
	女性	男性
(1) 平成21年1月1日～平成21年12月31日までに出産した人 ※男性は配偶者が出産した人数	357人	593人
(2) (1)のうち育児休業を開始した人 (平成22年12月31日までに育児休業を予定している人を含む)	320人	4人
(3) 平成21年1月1日～平成21年12月31日までに育児休業を終了した 従業員のうち、復職した人	267人	5人
(4) 平成21年1月1日～平成21年12月31日までに育児休業を終了した 従業員のうち、復職予定であったが退職した人	33人	2人
育児休業取得率 [(2) / (1)]	89.6%	0.7%
前回調査 (平成19年) における育児休業取得率	88.2%	0.5%

備考：福岡県「雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査」(平成22年度)

事業所が仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）に取り組む理由

「ワーク・ライフ・バランス」推進に取り組む必要があると考える事業所に、その理由を尋ねたところ、「従業員の満足度、仕事への意欲が高まることなどにより、生産性が向上する」という回答が7割以上に上った。

図表 2-13 事業所が仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）に取り組む理由（福岡県）



備考：福岡県「雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査」（平成22年度）

事業所における仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）に必要な取り組み

事業所における仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）に必要な取り組みは、「仕事の進め方や内容の見直し」の60.2%が最も高く、次いで「複数の仕事をこなせる人材の育成」41.5%が続いている。これに「職場風土の改革」が33.6%で、「仕事や人の合理的な配分が可能で柔軟な組織づくり」と「経営者の意識改革」がともに31.4%と組織としての対応が必要とされている。

図表 2-14 事業所における仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）に必要な取り組み（福岡県）



備考：福岡県「雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査」（平成22年度）

### 第3章 社会・経済活動の指導的地位への女性の進出の状況

活力ある社会を築いていくためには、女性が社会・経済活動において能力を発揮できる機会の確保が不可欠であり、特に、行政・政治分野や企業管理・研究分野、地域における指導的地位への女性の進出が必要である。

この章では、女性の社会進出の状況についてまとめている。

#### 本章のポイント

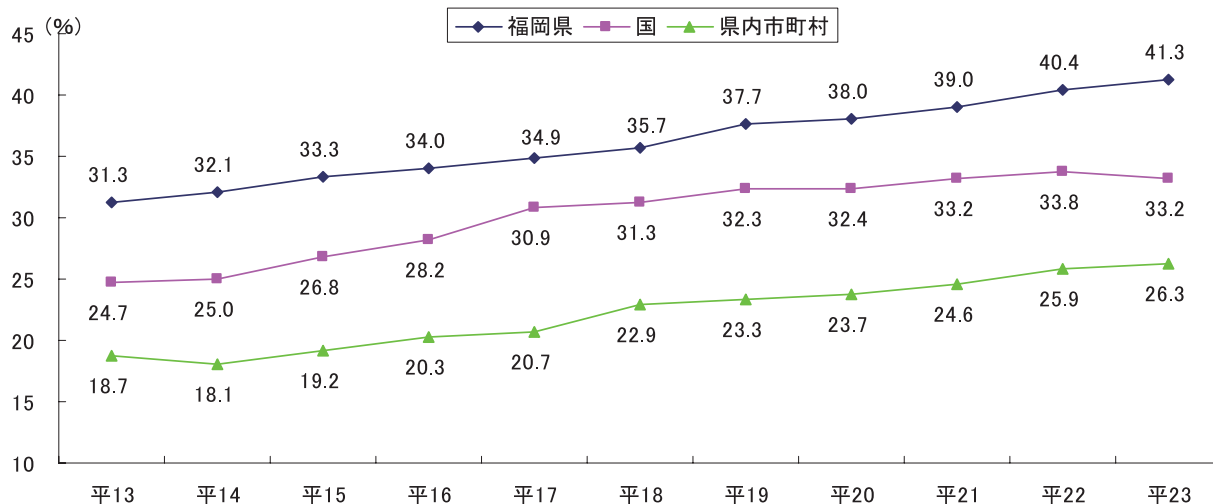
- 県や市町村の審議会等における女性の登用は、着実に進んでいるが、市町村の間で登用率に大きな格差がある。
- 福岡県職員の女性管理職への登用は、年々進んでいるが、全国平均より低い水準にある。
- 農協・漁協等における女性役員割合は、ほぼ横ばい。
- 大学・短期大学等の教員に占める女性の割合、自治会長やPTA会長など、地域における役職への女性の参画は、わずかずつではあるが拡大傾向にある。
- 大学進学率は依然として男子の方が女子を上回っているが、その差は縮小傾向にある。

#### 審議会等における女性委員比率

福岡県の審議会等における女性委員の割合は、平成13年の31.3%から平成23年には41.3%と、この10年で10ポイント上昇しており、全国6位の高い水準にある。

県内市町村の審議会等における女性委員の割合は、平成13年の18.7%から平成23年は26.3%と7.6ポイント上昇しており、市町村においても女性委員の登用は着実に進んできている。

図表 3-1 審議会等における女性委員比率（福岡県・全国）



平成23年	審議会等数	うち女性委員を含む数	委員総数	うち女性委員の数	女性比率 (%)
福岡県	92	92	1,340	553	41.3
県内市町村	1,543	1,264	19,254	5,057	26.3
市（政令市含む）	942	812	12,875	3,686	28.6
町村	601	434	6,379	1,371	21.5

備考：内閣府男女共同参画局、福岡県男女共同参画推進課調べ

## 市町村の審議会等における女性委員の登用状況

市町村の審議会等における女性委員の登用状況をみると、最も比率が高いのは39.0%の筑前町であり、久留米市38.9%、古賀市37.1%と続いている。

比率が高い市町村と低い市町村では最大で30ポイント以上の開きがある。

図表 3-2 市町村の審議会等における女性委員の登用状況

市町村	審議会等数	うち女性委員を 含む数	総委員数	うち女性委員数	女性比率 (%)
1 筑前町	33	31	420	164	39.0
2 久留米市	78	78	1,108	431	38.9
3 古賀市	24	24	272	101	37.1
4 福津市	44	42	473	175	37.0
5 宗像市	39	38	363	133	36.6
6 久山町	10	6	108	38	35.2
7 筑紫野市	33	30	376	126	33.5
8 嘉麻市	30	26	344	113	32.8
9 北九州市	58	49	1,207	387	32.1
10 志免町	22	19	217	65	30.0
11 福岡市	82	77	1,870	556	29.7
12 筑後市	32	26	418	123	29.4
13 粕屋町	12	8	99	29	29.3
14 小竹町	21	18	217	63	29.0
15 大川市	14	12	153	44	28.8
16 八女市	31	27	447	128	28.6
17 直方市	24	21	309	88	28.5
18 みやこ町	15	14	183	52	28.4
19 大野城市	20	18	166	47	28.3
20 春日市	25	22	255	71	27.8
21 糸田町	22	18	203	55	27.1
22 大牟田市	31	24	329	89	27.1
23 岡垣町	22	19	214	57	26.6
24 糸島市	25	22	481	127	26.4
25 太宰府市	33	28	316	81	25.6
26 柳川市	31	26	416	106	25.5
27 小郡市	22	20	230	58	25.2
28 中間市	23	17	260	65	25.0
29 朝倉市	24	18	346	82	23.7
30 水巻町	31	24	414	98	23.7
31 行橋市	28	24	222	52	23.4
32 飯塚市	55	46	873	204	23.4
33 遠賀町	28	22	249	57	22.9
34 みやま市	25	16	280	63	22.5
35 荏田町	26	19	297	64	21.5
36 那珂川町	24	23	298	63	21.1
37 川崎町	13	11	123	26	21.1
38 うきは市	28	23	390	80	20.5
39 新宮町	14	9	118	24	20.3
40 篠栗町	12	10	106	21	19.8
41 築上町	23	12	303	58	19.1
42 大木町	16	10	173	33	19.1
43 大刀洗町	15	12	169	32	18.9
44 芦屋町	27	19	242	45	18.6
45 鞍手町	32	20	347	64	18.4
46 香春町	22	11	227	41	18.1
47 桂川町	12	9	139	24	17.3
48 豊前市	26	17	425	72	16.9
49 吉富町	23	15	236	38	16.1
50 添田町	21	14	157	25	15.9
51 須恵町	12	9	126	20	15.9
52 田川市	30	24	326	51	15.6
53 宇美町	15	9	183	28	15.3
54 宮若市	27	17	220	33	15.0
55 上毛町	7	5	52	7	13.5
56 大任町	15	7	191	24	12.6
57 福智町	18	11	199	21	10.6
58 広川町	17	9	172	18	10.5
59 赤村	14	7	101	9	8.9
60 東峰村	7	4	96	8	8.3

※ 平成23年4月1日現在（ただし、北九州市・福岡市は平成22月6日1日現在の数値）

※ 地方自治法第202条の3に基づく審議会等（法律や条例に基づいて設置され、調停、審査、審議または調査等を行う機関）を対象としている。なお、広域圏で設置している審議会等は含んでいない。

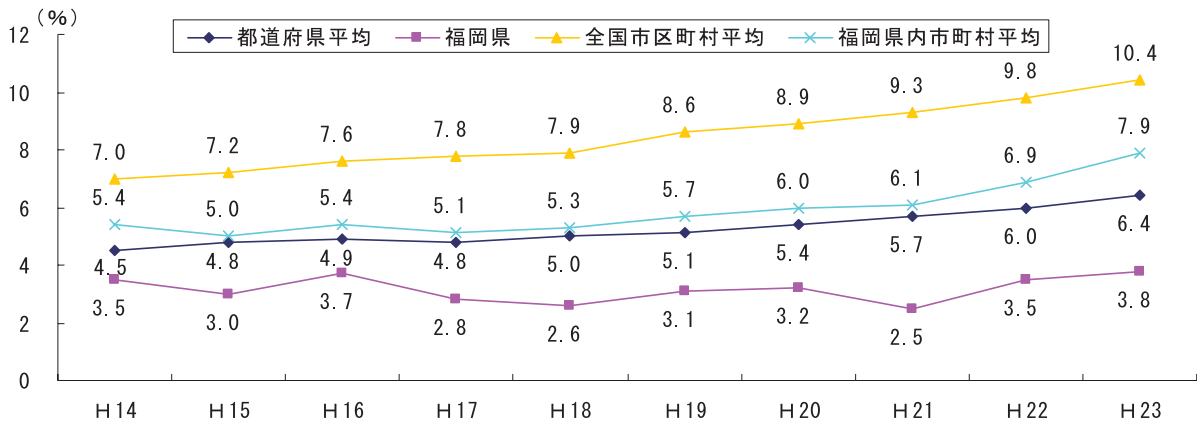
備考：福岡県男女共同参画推進課調べ

女性公務員の管理職登用の状況

福岡県職員における女性の管理職への登用状況は、平成23年4月1日時点（教育委員会、警察本部を含む。知事部局は5月1日時点）で3.8%となり、平成21年以降増加傾向にあるが、全国平均と比較すると2.6ポイント下回っている。

県内の市町村における女性の管理職への登用状況は平成23年4月1日時点で7.9%となり、昨年より1ポイント上昇しているが、全国市区町村平均と比較すると2.5ポイント下回っている。

図表 3-3 女性公務員の管理職（本庁課長相当職以上）登用状況（福岡県・全国）



備考：内閣府男女共同参画局、福岡県男女共同参画推進課調べ

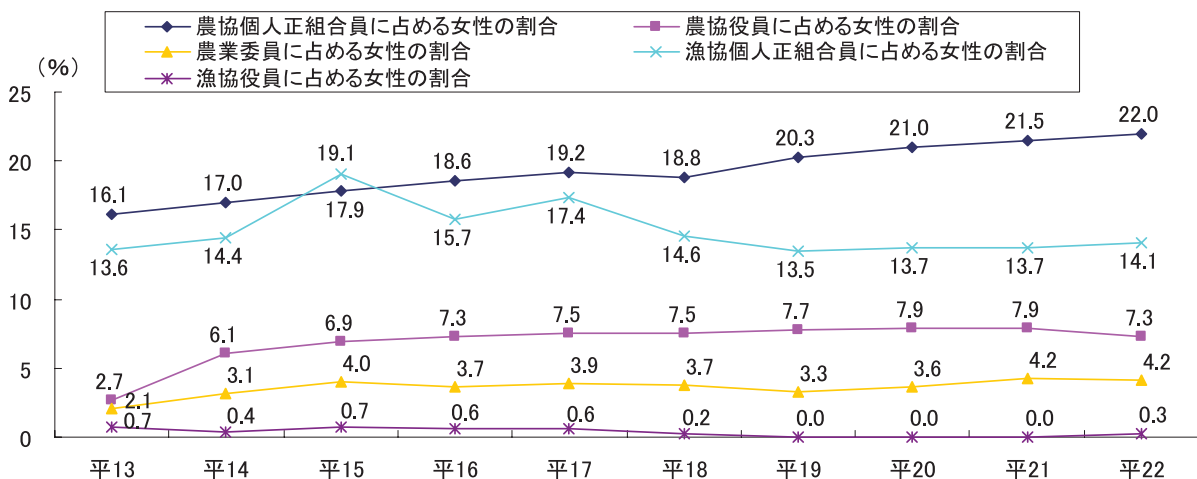
農協・漁協等における女性の参画状況

農協における個人正組合員に占める女性の割合は、平成22年度末で22.0%であり、増加傾向にある。なお、役員については7.3%となっており、平成21年度末に比べ0.6ポイント減少している。

農業委員における女性の割合は、平成22年10月現在で4.2%となっている。

漁協における個人正組合員に占める女性の割合は、平成22年度末で14.1%となっており、役員については、平成22年に女性が1名就任し、割合は0.3%となっている。

図表 3-4 農協・漁協等における女性の参画状況（福岡県）



備考：農業委員：平成13年、14年は10月1日現在 平成15年は12月1日現在 平成16年は事業年度末（3月末現在）、平成18年から平成20年は9月1日現在（福岡県農業会議調べ）

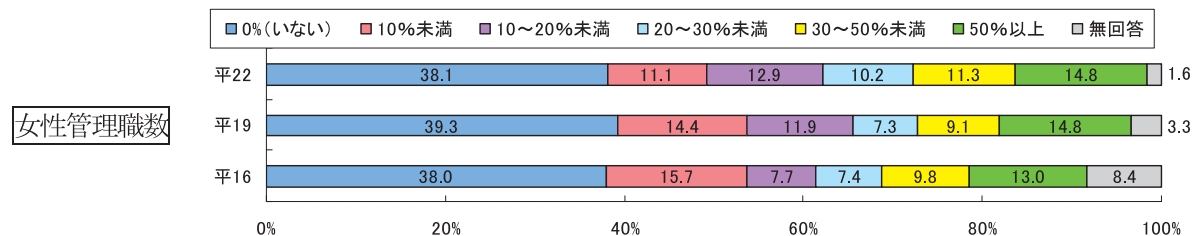
農 協：各事業年度末（3月末現在）（県農林水産部団体指導課調べ）

漁 協：各事業年度末（3月末現在）（県農林水産部漁業管理課調べ）

事業所における女性管理職の登用状況

事業所における係長以上の女性の割合は、平成22年で「0%（いない）」が38.1%、「10～20%未満」が11.1%と平成19年に比べ減少し、「10～20%未満」が12.9%、「20～30%未満」が10.2%、「30～50%」が11.3%と平成19年に比べ増加している。全体的にみると女性の管理職は増えており、登用が進みつつあるといえるが、依然として10%未満の事業所が約半数を占めている。

図表 3-5 事業所における女性管理職の登用状況（福岡県）



備考：福岡県「雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査」（平成22年度）

大学・短期大学等の教員に占める女性の割合

全国の全大学・大学院での、学長に占める女性の割合は、9.0%で前年に比べ0.5ポイント増加している。短期大学においては14.5%となっており、前年に比べ1.4ポイント減少。高等専門学校では依然として女性校長が存在しない。

教授に占める女性割合は、大学・大学院12.5%、短期大学36.9%、高等専門学校3.0%、准教授については、大学・大学院20.4%、短期大学51.1%、高等専門学校7.7%となっており、年々増加傾向にある。

図表 3-6 大学・短期大学等教員に占める女性の割合（全国）

学 長 ・ 校 長		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
大学・大学院	総数（人）	713	720	720	737	736
	うち女性（人）	54	53	58	63	66
	女性割合（%）	7.6	7.4	8.1	8.5	9.0
短期大学	総数（人）	278	271	251	251	241
	うち女性（人）	41	41	41	40	35
	女性割合（%）	14.7	15.1	16.3	15.9	14.5
高等専門学校	総数（人）	61	62	60	60	58
	うち女性（人）	0	0	0	0	0
	女性割合（%）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

教 授		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
大学・大学院	総数（人）	66,125	66,785	67,699	68,301	68,787
	うち女性（人）	6,977	7,417	7,840	8,218	8,580
	女性割合（%）	10.6	11.1	11.6	12.0	12.5
短期大学	総数（人）	4,302	4,139	3,968	3,827	3,621
	うち女性（人）	1,502	1,454	1,427	1,400	1,336
	女性割合（%）	34.9	35.1	36.0	36.6	36.9
高等専門学校	総数（人）	1,773	1,761	1,756	1,739	1,755
	うち女性（人）	34	37	46	47	53
	女性割合（%）	1.9	2.1	2.6	2.7	3.0

准 教 授		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
大学・大学院	総数（人）	38,855	39,646	40,352	40,806	41,189
	うち女性（人）	6,885	7,219	7,618	8,062	8,391
	女性割合（%）	17.7	18.2	18.9	19.8	20.4
短期大学	総数（人）	2,959	2,911	2,779	2,665	2,535
	うち女性（人）	1,432	1,439	1,391	1,347	1,295
	女性割合（%）	48.4	49.4	50.1	50.5	51.1
高等専門学校	総数（人）	1,697	1,726	1,754	1,771	1,737
	うち女性（人）	108	115	123	127	134
	女性割合（%）	6.4	6.7	7.0	7.2	7.7

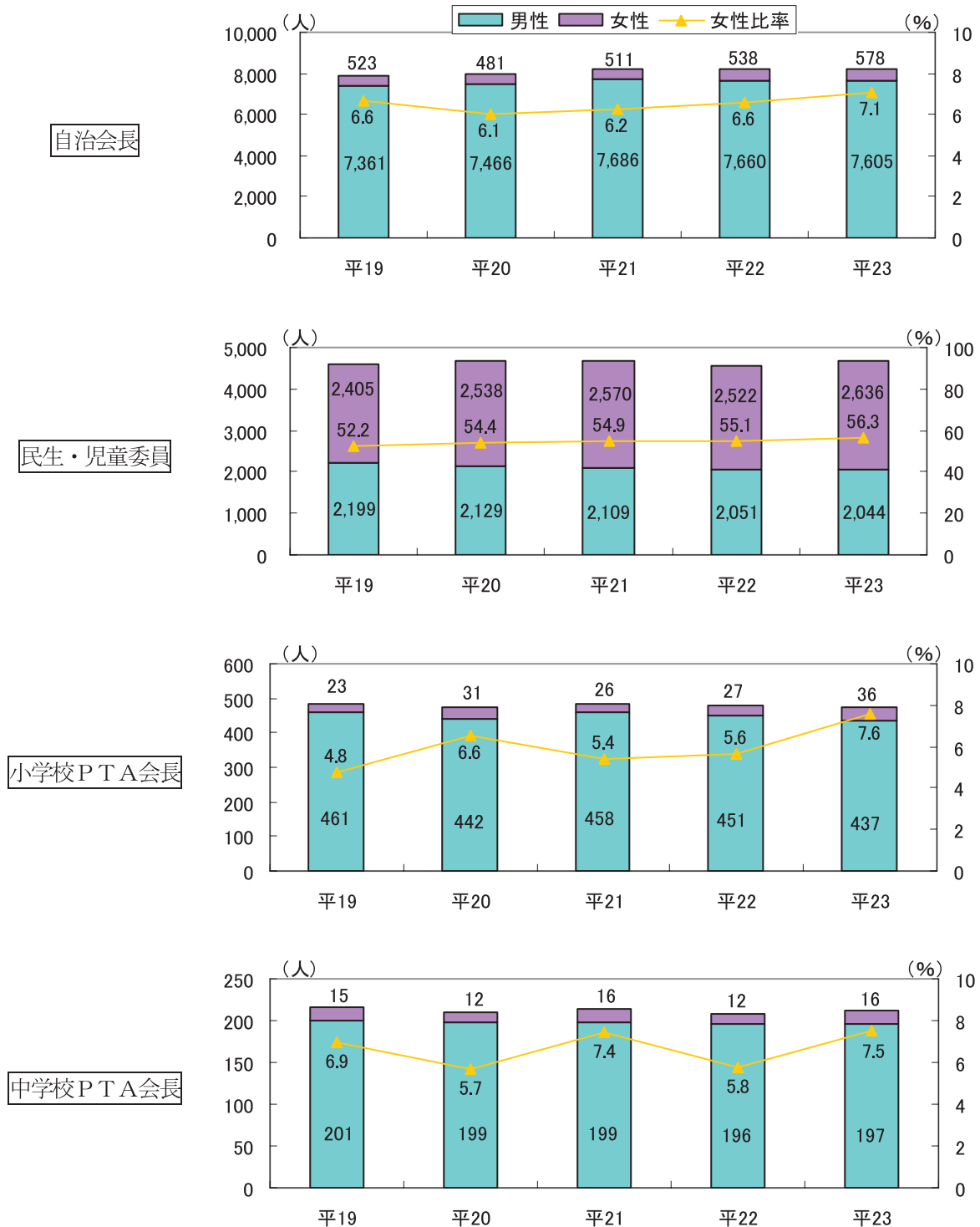
備考：文部科学省「学校基本調査」

地域における役職等への女性の参画状況

平成23年の自治会長における女性の割合は7.1%と前年に比べ0.5ポイント上昇しており、児童・民生委員では56.3%と過半数を超えている。

小学校PTA会長における女性の割合は7.6%となっており、前年に比べ2ポイント上昇している。中学校PTA会長についても7.5%と、前年に比べ1.7ポイント上昇している。

図表 3-7 地域における役職等への女性の参画状況（福岡県）



※ 民生・児童委員、小学校PTA会長、中学校PTA会長については、政令指定都市を含まない。

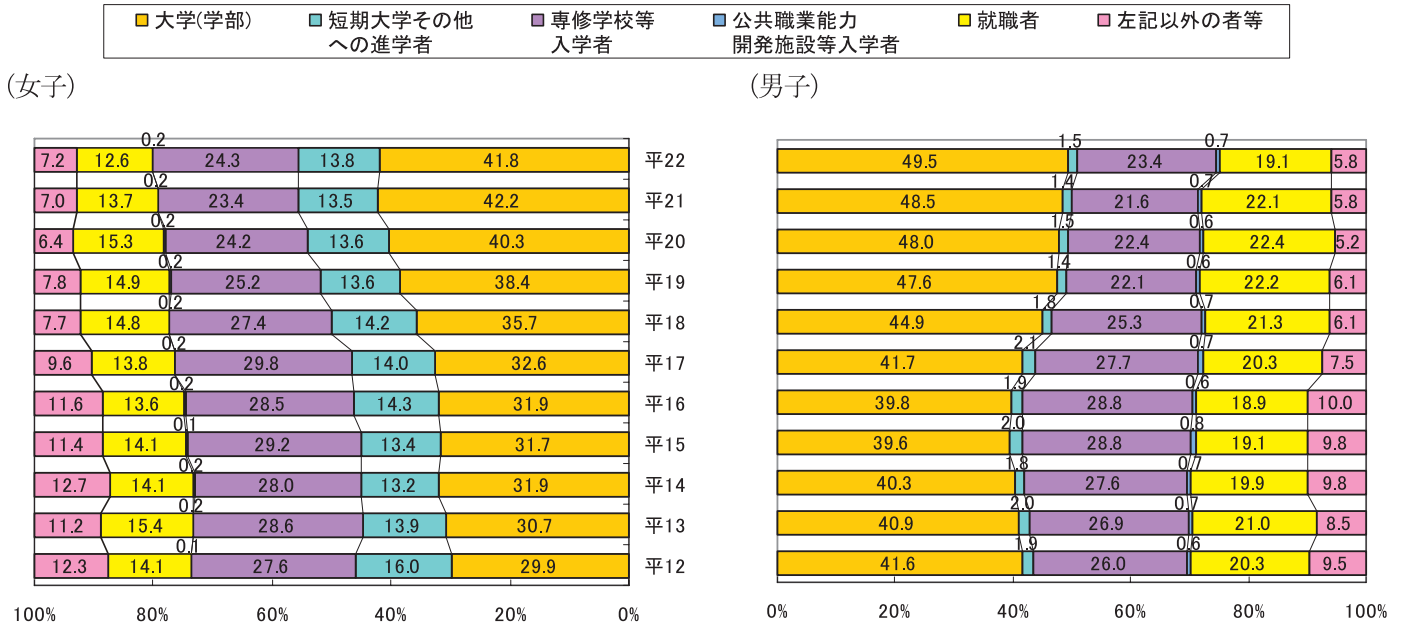
備考：福岡県男女共同参画推進課調べ

高等学校卒業者の進路

県内の高等学校卒業者の進路は、女子、男子とも大学（学部）への進学者が年々増加しており、最も割合が高い。

大学進学率は依然として男子の方が女子を上回っているが、平成12年には11.7ポイントあった格差が、平成22年には7.7ポイントと、この10年間で4ポイント縮小している。

図表 3-8 高等学校卒業者の進路（福岡県）

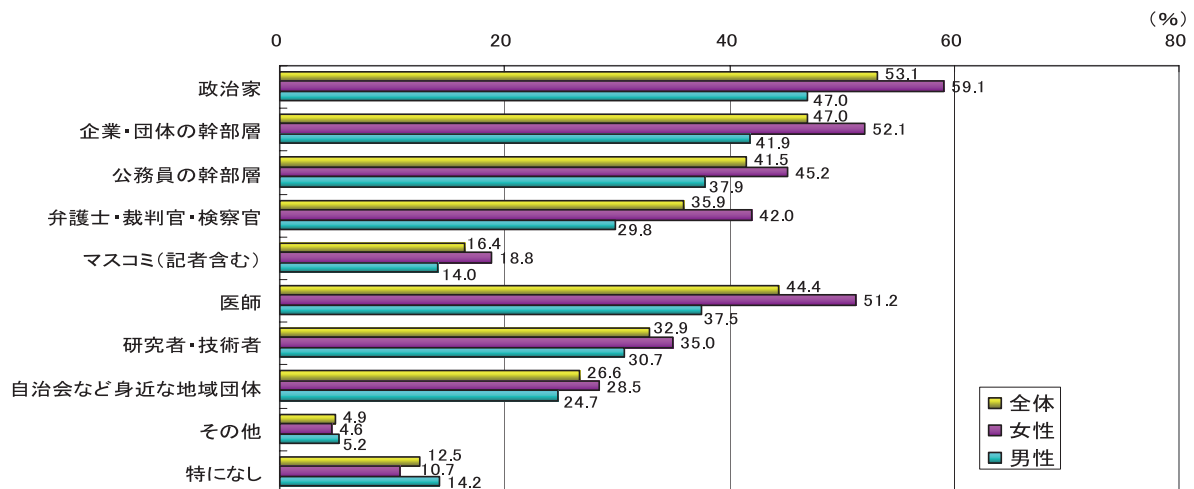


備考：文部科学省「学校基本調査」

女性の参画が必要と思われる分野

社会において、女性の参画がもっと必要だと思う分野は、男女ともに政治家が最も多く、次いで企業・団体の幹部層が続いた。また、男女別で見ると、特に医師や弁護士・裁判官・検察官、政治家について、女性の方が男性に比べて女性の参画がもっと必要であると回答している。

図表 3-9 女性の参画が必要と思われる分野（全国）



備考：内閣府「男女のライフスタイルに関する意識調査」(平成21年)



## 第4章 女性が活躍できる社会を実現するための意識と実践活動の状況

男女共同参画社会の実現には、男女が社会のあらゆる分野で性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会づくりが重要であるという基本的な理解に基づき、着実に施策を進めていくとともに、啓発活動や学習によって培われた知識や理解を、課題を解決していく実践活動に活かしていくことが必要です。

この章では、男女共同参画に関する意識と実践活動の状況についてまとめている。

### 本章のポイント

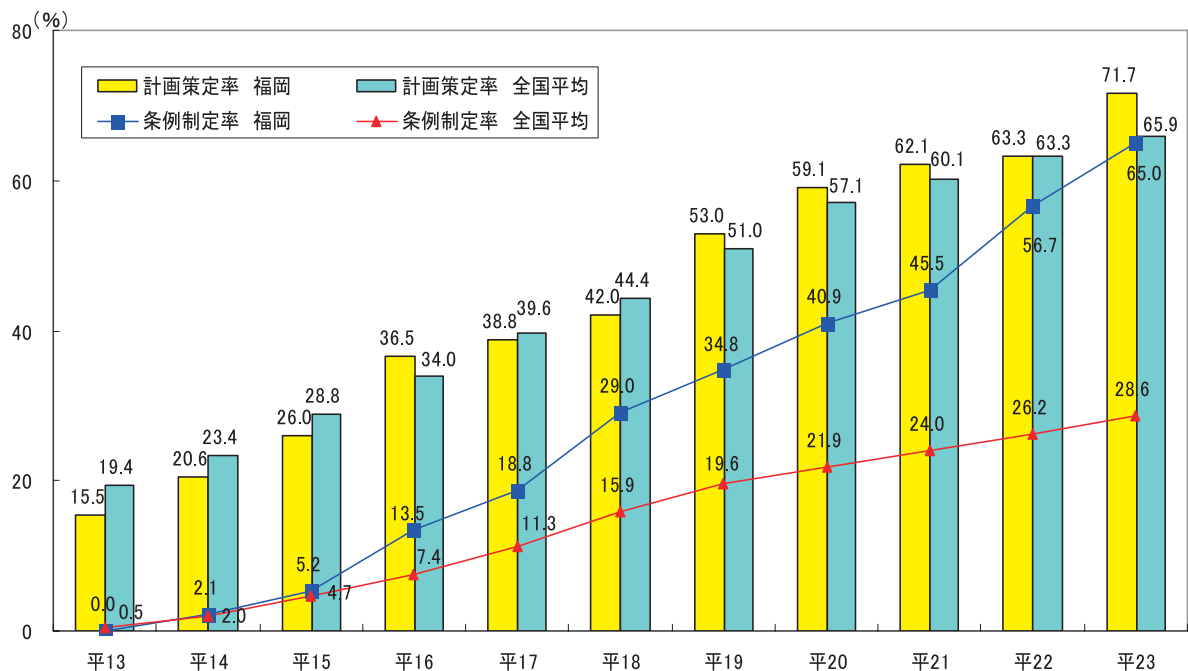
- 県内の市町村の条例制定率、計画策定率は、着実に上昇している。
- 男女の平等感とは、徐々に改善しているものの、依然として「社会通念・慣習・しきたりなど」、「政治の場」、「職場」において、低い状況にある。
- 役職・公職への就任意識については、男性に比べて女性の方が引き受ける意向が低くなっている。
- 男女共同参画社会を実現するために行政に望むことでは、子育て支援や高齢者への支援に多くの期待が集まっている。
- 地域活動への参加は、男女ともに5割程度、地域活動に参加していない理由として、忙しくて時間がないとする者が男女とも5割を超える。
- 地域活動において、女性は、男性に比べて、補助的な役割を任されることが多いと感じている。
- 地域活動における意思決定の場に女性の参画が少ない理由としては、男性中心の組織運営であること、女性側が責任のある役を引き受けたがらないことなどがあがっている。
- 地域活動に女性リーダーを増やすために必要なこととしては、「活動時間帯を工夫」、「育児や介護の支援施策の充実」、「家事・育児の分担」、「男性中心の考え方の改善」などがあがっている。

### 市町村の男女共同参画に関する条例・計画

福岡県内の市町村における条例は、平成23年4月1日現在では60市町村中39の市町村で制定されている。制定率は65.0%であり、全国平均より36.4ポイント上回っており、全国でも5番目の制定率となっている。

計画は、平成23年4月1日現在で60市町村中43の市町で策定されている。策定率は71.7%であり、全国平均を5.8ポイント上回っている。

図表 4-1 市町村の男女共同参画に関する条例制定率・計画策定率（福岡県・全国）

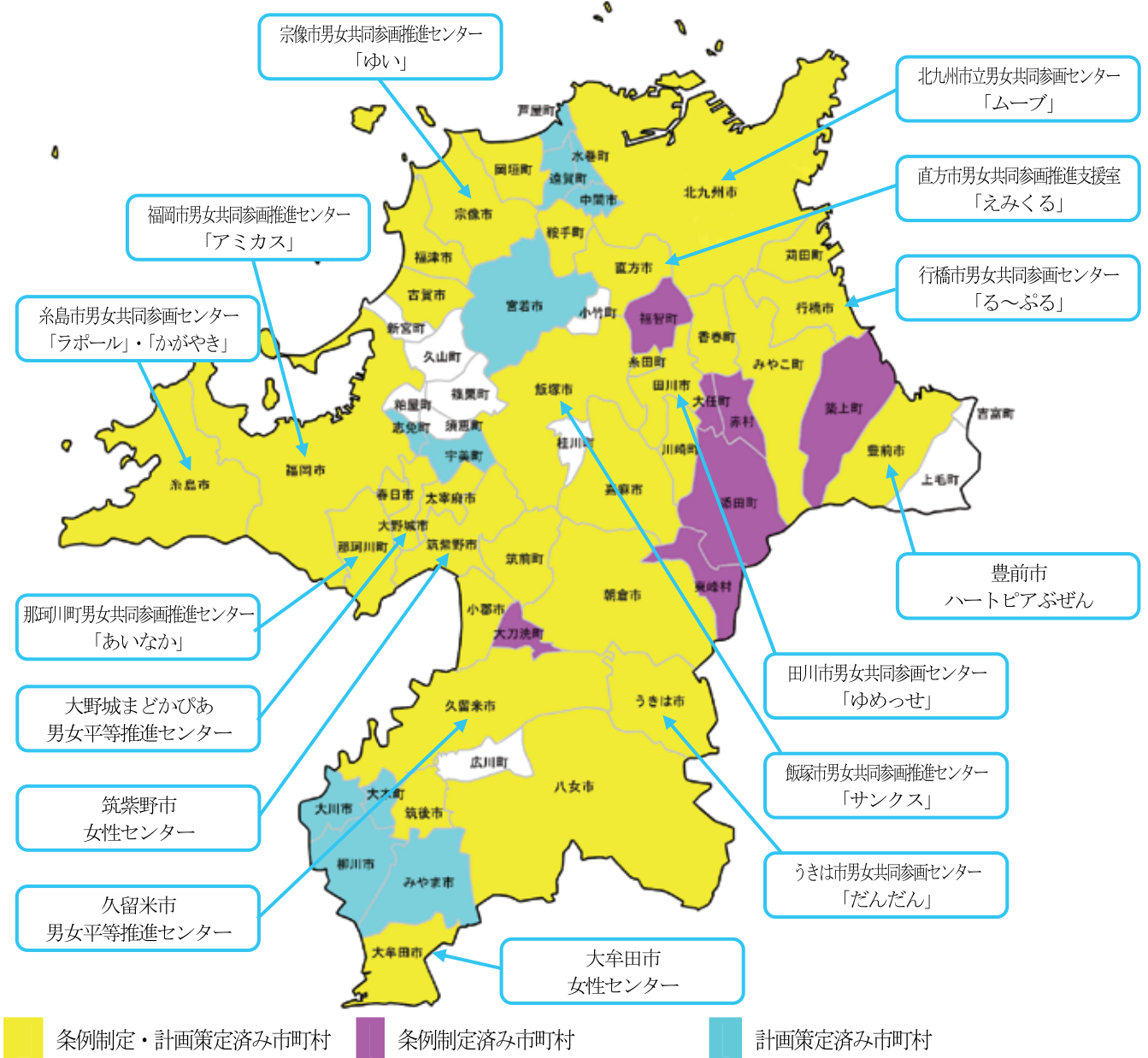


備考：内閣府男女共同参画局、福岡県男女共同参画推進課調べ

図表 4-2 市町村の男女共同参画に関する条例制定・計画策定・総合的な施設の整備状況

平成23年4月1日現在

男女共同参画に関する条例：39市町村で制定（23市14町2村）
男女共同参画に関する計画：43市町で策定（28市15町）
男女共同参画・女性のための総合的な施設：15市町で整備（14市1町）



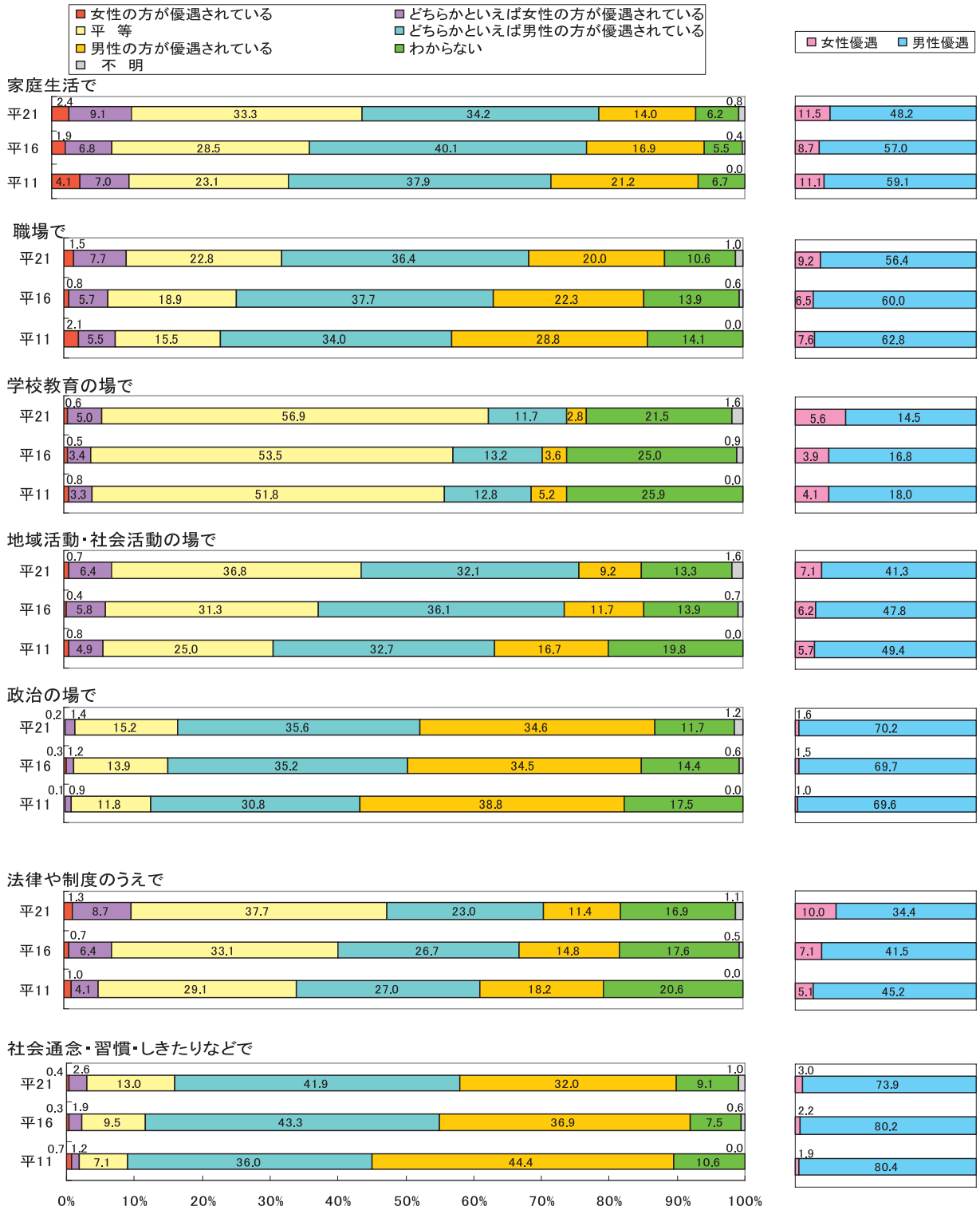
- ※ 平成22年12月20日に添田町・大任町、12月28日に嘉麻市、平成23年4月1日に赤村、みやこ町で条例が施行された。
- ※ 平成22年度中に若宮市、みやま市、糸島市、香春町、川崎町で新たに計画が策定された。
- ※ 平成22年度中に豊前市、うきは市、那珂川町で新たに男女共同参画・女性のための総合的な施設が整備された。

備考：福岡県男女共同参画推進課調べ

男女の地位についての平等感

平成11年からの10年間でみると、すべての分野において、「平等」と感じている人は増加している。また「男性の方が優遇されている」または「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と感じている人も、「政治の場」を除く6分野で減少している。

図表 4-3 男女の地位についての平等感 (福岡県)

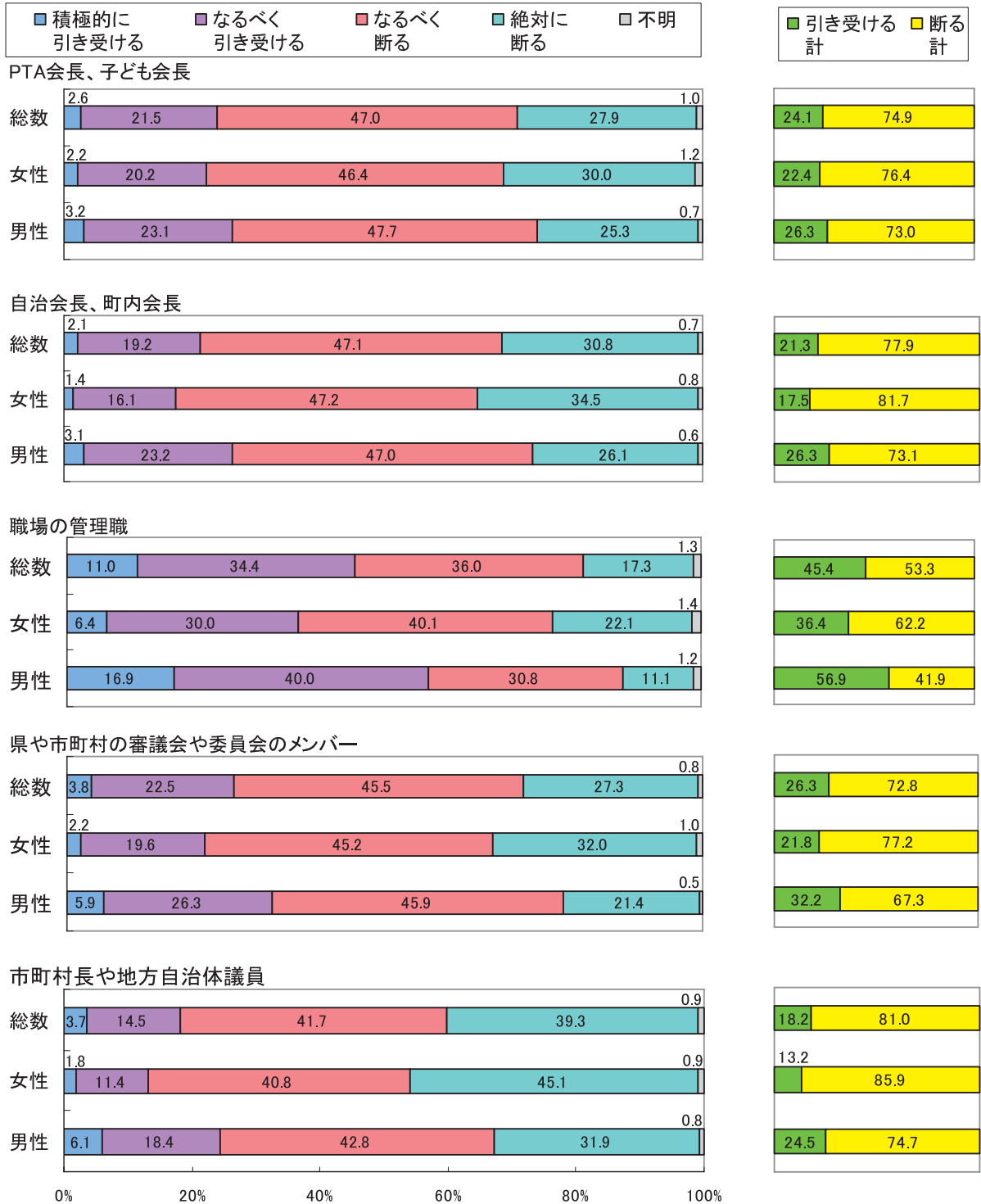


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」

役職・公職への就任意識

役職・公職への就任や立候補を依頼された場合の対応について、「引き受ける」（「積極的に引き受ける」、「なるべく引き受ける」）意向が最も高いのは、職場の管理職で、以下、県や市町村の審議会や委員会のメンバー、PTA 会長・子ども会長、自治会長・町内会長、市町村長や地方自治体議員となっており、いずれも、女性に比べて男性の方が引き受ける意向が高くなっている。

図表 4-4 役職・公職への就任意識（福岡県）



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成21年度）

男女共同参画社会を実現するために行政に望むこと

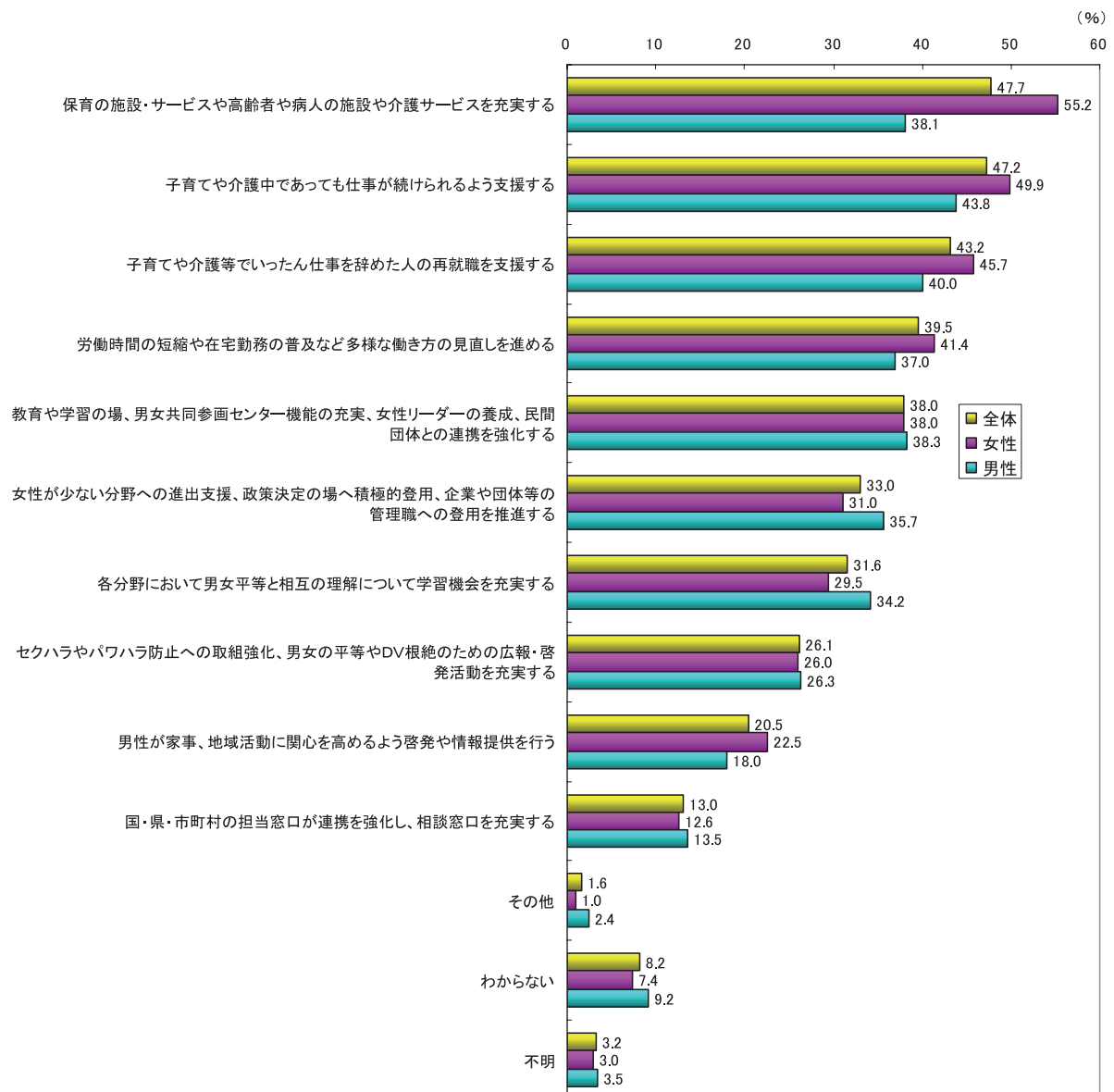
男女共同参画社会を実現するために行政に望むことは、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」(47.7%)、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」(47.2%)、「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」(43.2%)で、いずれも4割以上の方があげており、子育て支援や高齢者への支援に多くの期待が集まっている。

性別でみると、女性は先に挙げた3つが上位にきており、上位の項目は男性に比べて概ね高い傾向がみられる。

男性は「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」(43.8%)が最も高く、次いで「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」(40.0%)、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」(38.1%)となっており、女性とは順位に若干の違いがみられる。

図表 4-5 男女共同参画社会を実現するために行政に望むこと(福岡県)

※複数回答

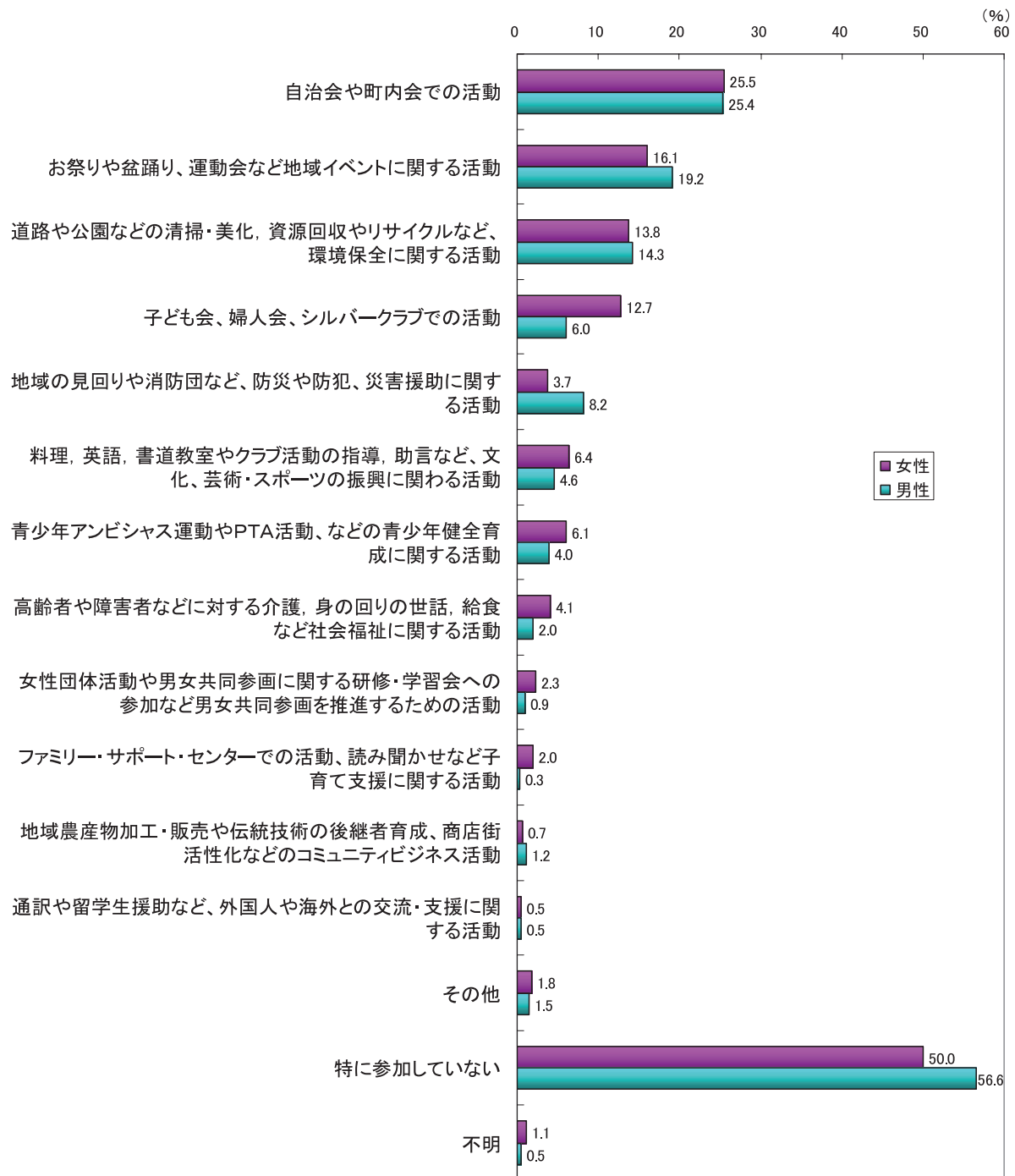


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」(平成21年度)

### 地域活動への参加状況

地域社会において、実践活動に参加しているのは男女共に5割弱となっている。  
参加している活動の内容では、男女共に「自治会や町内会での活動」が最も高く、以下「お祭りや盆踊り、運動会など地域イベントに関する活動」、「道路や公園などの清掃・美化、資源回収やリサイクルなど、環境保全に関する活動」と続いている。

図表 4-6 地域活動への参加状況（福岡県）

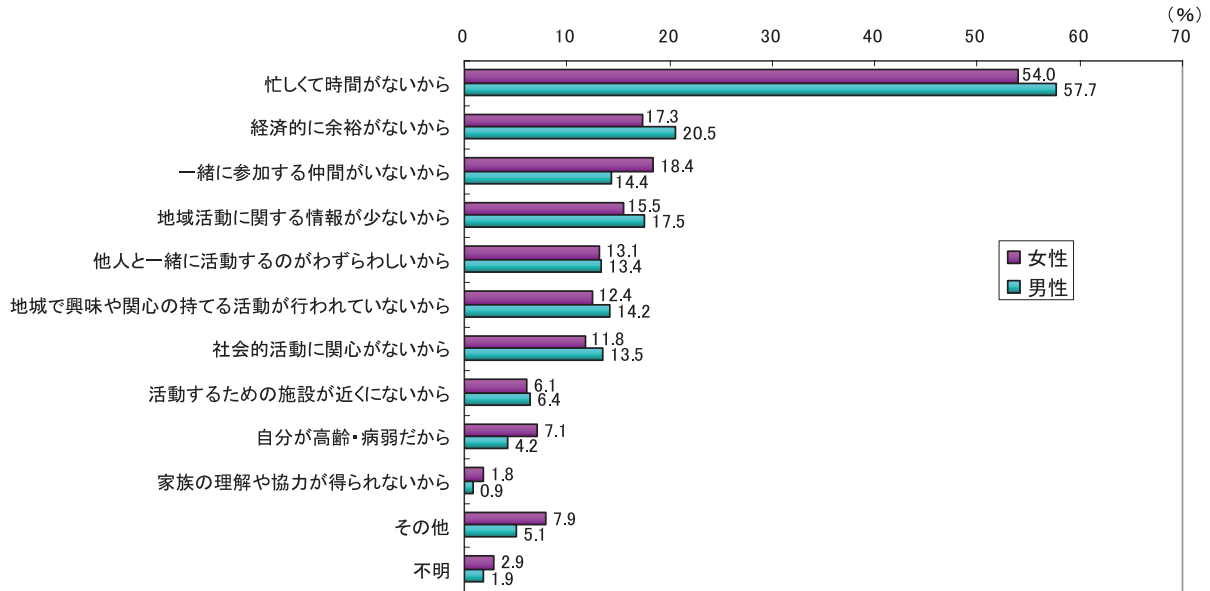


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成21年度）

地域活動に参加していない理由

現在、特に地域活動に参加していない人にその理由について尋ねたところ、男女共に「忙しくて時間がないから」が最も高くなっており、女性では、次いで「一緒に参加する仲間がないから」(18.4%)、「経済的に余裕がないから」(17.3%)と続いているのに対し、男性では「経済的に余裕がないから」(20.5%)、「地域活動に関する情報が少ないから」(17.5%)の順になっている。

図表 4-7 地域活動に参加していない理由(福岡県)



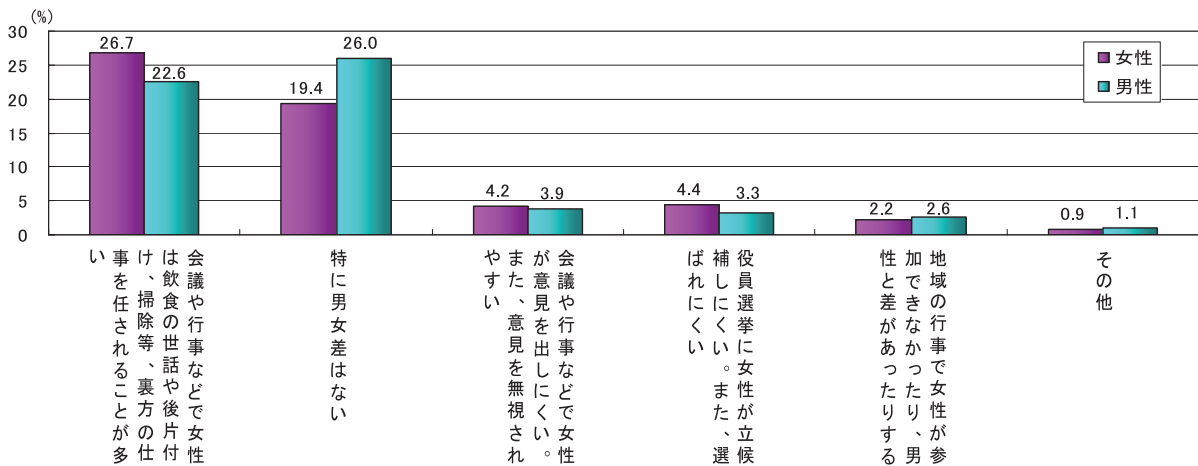
備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」(平成21年度)

地域活動(自治会等)の現状

地域活動(自治会等)の現状について尋ねたところ、女性では「会議や行事などで女性は飲食の世話や後片付け、掃除等、裏方の仕事を任されることが多い」が26.7%で最も多くなっている。

一方、「特に男女差はない」は、男性では最も多い26.0%であるのに対し、女性では19.4%と男性よりも6.6ポイント低くなっており、男女間の意識の違いが見られる。

図表 4-8 地域活動(自治会等)の現状(福岡県)

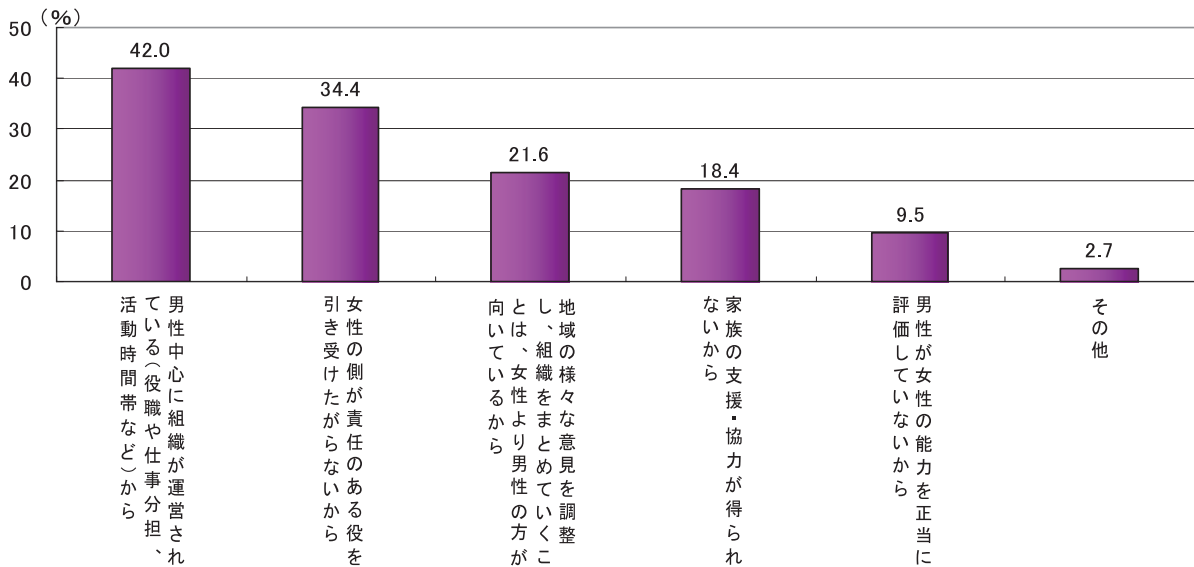


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」(平成21年度)

地域活動（自治会等）における意思決定の場への女性の参画が少ない理由

地域活動（自治会等）における会長などの役職者には、現状ではまだ女性が少ない。この理由についての考えを尋ねたところ、「男性中心に組織が運営されている（役職や仕事の分担、活動時間帯など）から」（42.0%）が最も多く、次いで「女性の側が責任のある役を引き受けたがらないから」（34.4%）、「地域の様々な意見を調整し、組織をまとめていくことは、女性より男性の方が向いているから」（21.6%）、「家族の支援・協力が得られないから」（18.4%）の順になった。

図表 4-9 地域活動（自治会等）における意思決定の場への女性の参画が少ない理由（福岡県）

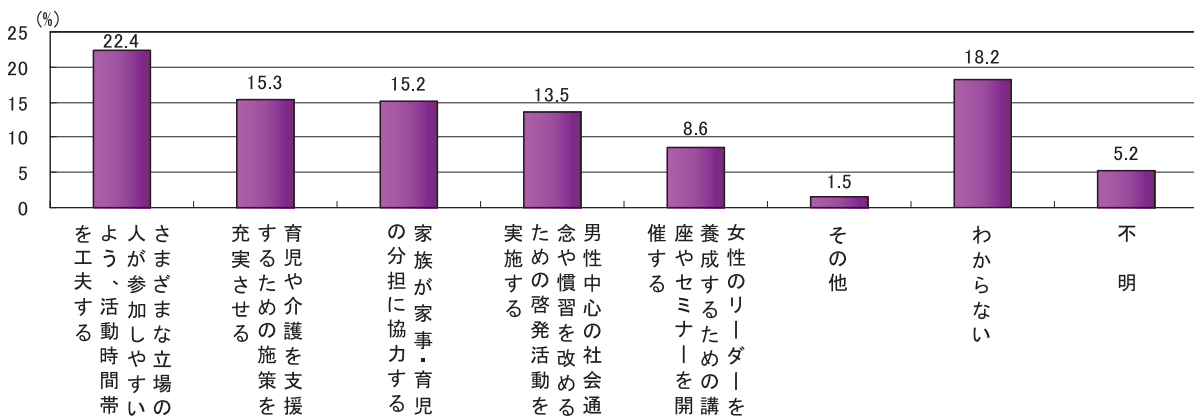


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成21年度）

地域活動に女性リーダーを増やすために必要なこと

地域活動（自治会等）に女性リーダーを増やすためには、どのようなことが必要と考えるかを尋ねたところ、「さまざまな立場の人が参加しやすいよう、活動時間帯を工夫する」（22.4%）という意見が最も多く、次いで「育児や介護を支援するための施策を充実させる」（15.3%）、「家族が家事・育児の分担に協力する」（15.2%）、「男性中心の社会通念や慣習を改めるための啓発活動を実施する」（13.5%）となっている。

図表 4-10 地域活動に女性リーダーを増やすために必要なこと（福岡県）



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成21年度）



## 第5章 女性の安全・安心な生活の確保の状況

女性が安全・安心な生活を送るためには、性犯罪などの女性に対する暴力を防止するとともに、女性が抱える問題の解決に向けた取組を進めることが必要である。男女が互いの身体的性差を理解したうえで人権を尊重し、男性とは異なる女性のライフサイクルや健康上の問題に配慮しながら、女性の生涯を通じた総合的な健康支援を行っていくことは、男女共同参画社会実現の前提である。

この章では、女性の安全・安心な生活に関わる状況についてまとめている。

### 本章のポイント

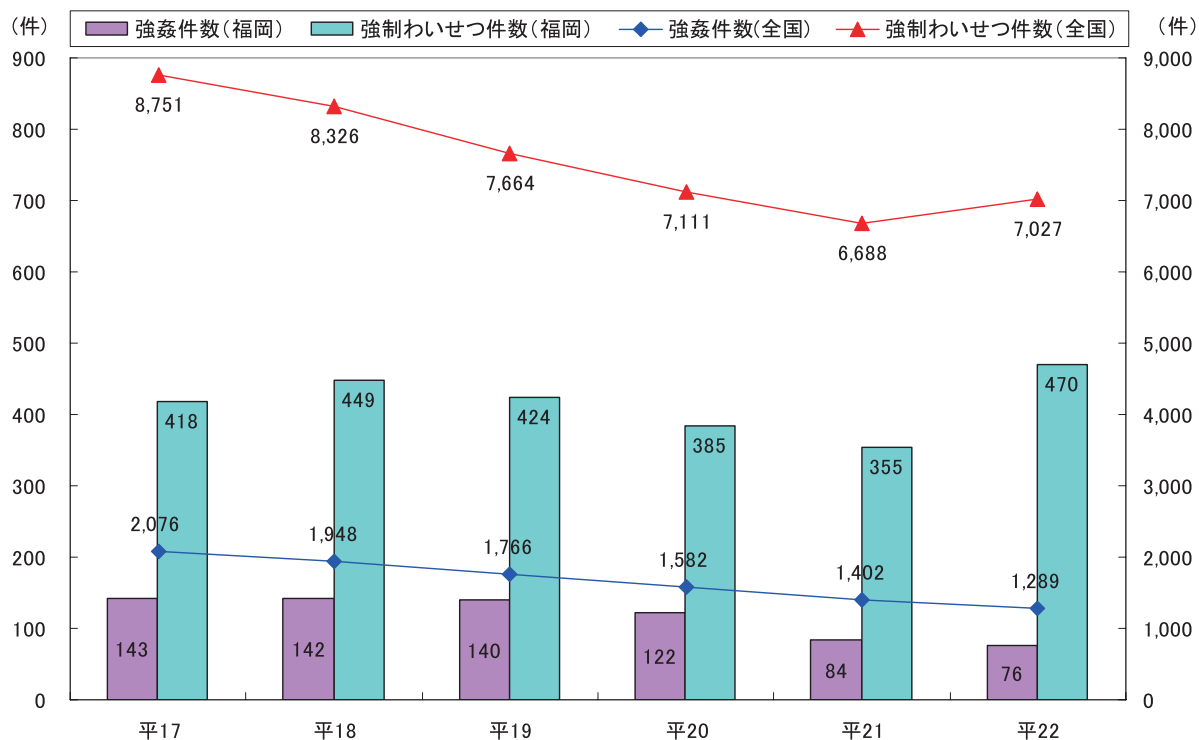
- 福岡県における強制わいせつ・強姦の認知件数は、全国的にみて高い水準にある。
- 福岡県における単身高齢世帯数は大幅に増加しており、全国的にも同様の傾向にある。また女性高齢単身世帯は、男性高齢単身世帯の約3倍となっている。
- 自然死産数及び人工死産数、周産期死亡数、周産期死亡率は、近年ほぼ横ばいで推移している。

### 性犯罪の認知件数

平成22年の強制わいせつの認知件数は、470件となっており、平成21年の355件に比べ115件増加し、大阪府に次いで全国ワースト2になっている。

強姦の認知件数は、平成22年は76件となっており、年々減少傾向であるが、全国ワースト5と依然として高い水準にある。

図表 5-1 性犯罪の認知件数（福岡県・全国）



備考：警察庁「犯罪統計資料」

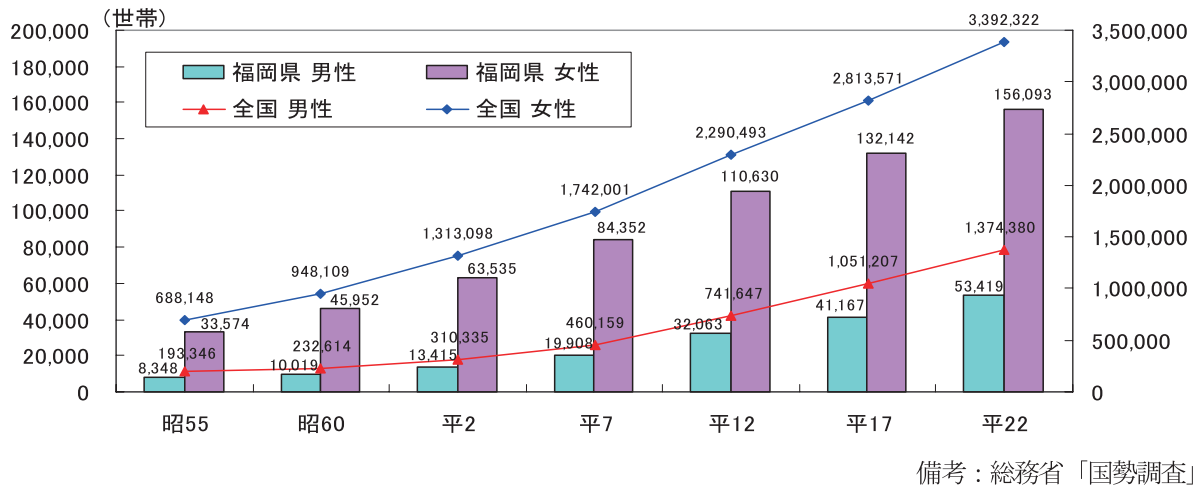
高齢単身世帯数

65歳以上のひとり暮らしの女性は、平成22年で156,093世帯と平成17年に比べ、23,951世帯、18.1%の増加となっており、30年間で約4.7倍になっている。

一方、65歳以上のひとり暮らしの男性は、平成22年で53,419世帯となっており、平成17年に比べ12,252世帯、29.8%の増加となっており、30年間で約6.4倍になっている。

女性の高齢単身世帯数は、男性の約3倍となっているが、増加率は男性の方が高くなっており、全国的にも同様の傾向にある。

図表5-2 高齢単身世帯数（福岡県・全国）



自然死産数及び人工死産数、周産期死亡数、周産期死亡率年次推移

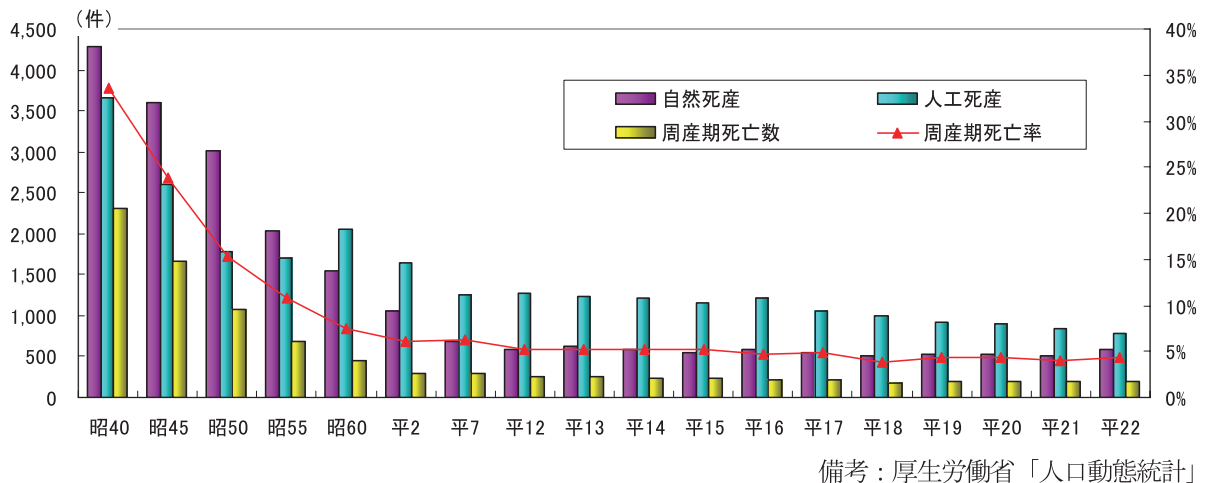
自然死産数は582件、人工死産数は784件、周産期死亡数は200件、周産期死亡率は4.3%となっている。

自然死産数は、平成14年以降は500件台で推移し、平成21年の503件から平成22年は79件増加している。

人口死産数は、平成17年以降年々減少傾向にあり、平成21年の784件から平成22年は55件減少している。

周産期死亡数は、平成16年以降はほぼ横ばいとなっており、平成21年の186件から平成22年は14件、周産期死亡率は4.0%から0.3ポイント増加している。

図表5-3 自然死産数及び人工死産数、周産期死亡数、周産期死亡率年次推移（福岡県）



## 世界の中の日本

### ～ HDI、GII、GGI ～

我が国における社会・経済活動の指導的地位への女性の進出は、着実に前進してはいるものの、先進諸国と比べると、その水準は依然として低い。

2011年(平成23年)に国連開発計画(UNDP)が発表した「人間開発報告書」によると、日本の人間開発指数(HDI)は、187か国中12位であり、ジェンダー不平等指数(GII)は146か国中14位となっている。

一方、世界経済フォーラムが2011年に発表したジェンダー・ギャップ指数(GGI)は、135か国中98位となっている。その内訳をみると、健康分野では1位だが、教育分野のうち、識字率、初等、中等教育の在学率が1位にも関わらず、高等教育の在学率は96位となっており、この分野では80位、経済分野では100位、政治分野では101位となっている。

人間開発指数(HDI)			ジェンダー不平等指数(GII)			ジェンダー・ギャップ指数(GGI)		
順位	国名	HDI 値	順位	国名	GII 値	順位	国名	GGI 値
1	ノルウェー	0.943	1	スウェーデン	0.049	1	アイスランド	0.853
2	オーストラリア	0.929	2	オランダ	0.052	2	ノルウェー	0.840
3	オランダ	0.910	3	デンマーク	0.060	3	フィンランド	0.838
4	アメリカ	0.910	4	スイス	0.067	4	スウェーデン	0.804
5	ニュージーランド	0.908	5	フィンランド	0.075	5	アイルランド	0.783
6	カナダ	0.908	6	ノルウェー	0.075	6	ニュージーランド	0.781
7	アイルランド	0.908	7	ドイツ	0.085	7	デンマーク	0.778
8	リヒテンシュタイン	0.905	8	シンガポール	0.086	8	フィリピン	0.769
9	ドイツ	0.905	9	アイスランド	0.099	9	レソト	0.767
10	スウェーデン	0.904	10	フランス	0.106	10	スイス	0.763
11	スイス	0.903	11	韓国	0.111	11	ドイツ	0.759
12	日本	0.901	12	ベルギー	0.114	12	スペイン	0.758
13	香港(中国)	0.898	13	スペイン	0.117	13	ベルギー	0.753
14	アイスランド	0.898	14	日本	0.123	14	南アフリカ	0.748
15	韓国	0.897	15	イタリア	0.124	15	オランダ	0.747
16	デンマーク	0.895	16	オーストリア	0.131	16	イギリス	0.746
17	イスラエル	0.888	17	チェコ	0.136	17	アメリカ	0.741
18	ベルギー	0.886	18	オーストラリア	0.136	18	カナダ	0.741
19	オーストリア	0.885	19	ポルトガル	0.140	19	ラトビア	0.740
20	フランス	0.884	20	カナダ	0.140	20	キューバ	0.739
21	スロベニア	0.884	21	キプロス	0.141	21	トリニダード・トバゴ	0.737
22	フィンランド	0.882	22	イスラエル	0.145	22	パナマ	0.734
23	スペイン	0.878	23	マケドニア(旧ユーゴスラビア)	0.151	23	オーストラリア	0.729
24	イタリア	0.874	24	ギリシャ	0.162	5		
25	ルクセンブルク	0.867	25	ポーランド	0.164	98	日本	0.651

#### 《用語説明》

#### HDI 人間開発指数 (Human Development Index)

国連開発計画(UNDP)による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識(平均就学年数及び予想就学年数)、1人当たり国民総所得(GNI)を用いて算出している。

#### GII ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index)

国連開発計画(UNDP)による指数で、国家の人間開発の達成が男女の不等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されている。

【保健分野】・妊産婦死亡率 ・15—19歳の女性1,000人当たりの出生数、【エンパワーメント】・国会議員女性割合 ・中等教育以上の教育を受けた人の割合(男女別)、【労働市場】・労働力率(男女別)

#### GGI ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。具体的には、次のデータから算出される。

【経済分野】・労働力率 ・同じ仕事の賃金の同索性 ・所得の推計値・管理職に占める比率 ・専門職に占める比率、【教育分野】・識字率 ・初等、中等、高等教育の各在学率、【健康分野】・新生児の男女比率 ・健康寿命、【政治分野】・国会議員に占める比率 ・閣僚の比率 ・最近50年の国家元首の在任年数

備考：国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書2011」、世界経済フォーラム「ジェンダー・ギャップ報告2011」  
内閣府「平成23年版男女共同参画白書」

トピックス

福岡県男女共同参画表彰

福岡県では、平成14年度から、地域や職域等において男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる企業や団体、個人を表彰してきた。

平成23年度から平成27年度までの5年間の計画期間とする「第3次福岡県男女共同参画計画」においては、「女性の更なる社会進出を推進し、女性が多様な分野で能力を発揮する、活力ある社会をつくる」を大目標とし、主要な観点として「困難な立場にある女性への支援」、「課題解決型の実践的活動の推進」を掲げ、実効性のある施策を進めていくこととしている。

この第3次計画を踏まえ、福岡県男女共同参画表彰についても、「社会における女性の活躍推進部門」、「困難な状況にある女性の自立支援部門」、「女性の先駆的活動部門」という3つの部門を設け、具体的な活動に着目して、模範となる活動を表彰することとした。

平成23年度の受賞者は、下記のとおり。



社会における女性の活躍推進部門

医療法人 福田病院

女性スタッフのキャリアアップ支援・職域拡大・管理職登用に積極的に取り組むとともに、院内保育所を設置するなど女性が活躍しやすい環境を整備している。



医療・介護業  
大川市

グリーンライフ産業株式会社

従来から男性従業員が多い業界において、積極的に女性スタッフを育成し、10店舗中5店舗に女性店長を配置するなど女性の管理職登用を進めている。



造園業  
福岡市東区

困難な状況にある女性の自立支援部門

特定非営利活動法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡 会員数80名

母子家庭が抱えるさまざまな問題の解決に向け、相談、交流会、情報交換、研修会等の活動を行い、当事者の立場に立って積極的に支援している。



女性の先駆的活動部門

かわぞえ かつこ 川添 克子さん (株) 筑紫環境保全センター 副社長

女性の関わりが少ない産業廃棄物処理事業を営む会社の経営に携わる中で、環境保全などにも取り組むとともに、関連する協会の役員にも就任するなど、牽引者として活躍している。



きた えつこ 喜多 悦子さん (日本赤十字九州国際看護大学 学長)

世界の紛争地など、70か国以上における国際医療協力の分野で尽力。その経験を活かし、専門性と実践力をもった質の高い看護専門家を育成するなど、先駆的な教育活動を行っている。



ばん かずこ 伴 和子さん (伝統工芸士 (博多織製織部門))

女性で初めて博多織製織部門の伝統工芸士の認定を受けるとともに、全国の女性伝統工芸士が集う展示会を福岡市内において、15年にわたり主宰し、好評を博している。





福岡県男女共同参画センター「あすばる」は、男女共同参画社会づくりを進める県民の活動拠点として、情報の提供、相談支援、研修等を行うとともに、県民の自主的な活動及び交流の場を提供している。

【沿革】	昭和55年	「福岡県婦人問題懇話会」からセンター建設について知事に提言
	平成8年11月	「福岡県女性総合センター」として開館
	平成15年4月	「福岡県男女共同参画センター」に名称変更

情報収集・提供機能

発する



県民の自主的な活動を支援するため、男女共同参画に関する書籍、データ、資料や目標となる女性の先駆者（ロールモデル）、県内市町村施策、県民活動などに関する情報を広く収集し、ライブラリー、ホームページ、広報誌紙等で提供、紹介している。

参加交流機能

結ぶ



県民・県内団体の交流を図るため、講演会、シンポジウムや自主企画イベントなどを行っている。情報交換や地域間交流を通じて、考え、行動するきっかけづくりやネットワークづくりを応援している。福岡県男女共同参画推進条例に定める「男女共同参画の日」(毎年11月第4土曜日)を開会日として「あすばる男女共同参画フォーラム」を実施している。



調査研究機能

知る



男女共同参画社会の実現に向けた課題について、社会経済、労働、教育、生活習慣など、必要に応じて調査・研究を行っている。

研修養成機能

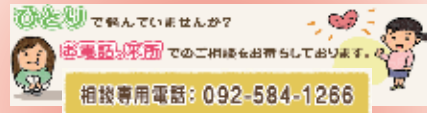
育む



男女共同参画社会の実現に向けた県民の意識の醸成と活動を進めるために各種セミナー・講座等を開催している。一人ひとりが社会との関わり方を考え、行動するヒントを得てもらえるような講座や職場・地域のリーダーなど、社会で積極的に活躍する人材を育成する講座などを実施して社会参画を応援している。また、県全域で男女共同参画を進めるため、県内の男女共同参画センター間の連携を図る取組を行っている。

相談支援機能

支える



あすばる相談室は、家族や対人関係の悩み事、心と体、職業や法律上の問題など女性が生きていく上で直面する悩みについて相談を受けている。女性相談員が話を聴き、一緒に考え、必要な情報を提供し、自立を応援している。また、必要とする方には、女性弁護士等による面接相談も行っている。このほか、相談機関・団体の連携強化を目的としたネットワーク形成や県内相談機関等の相談員の研修なども行っている。

福岡県男女共同参画センター「あすばる」  
〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1番地の7  
●事業推進課/TEL 092-584-1261  
FAX 092-584-1262  
●情報支援課/TEL 092-584-3739  
●あすばるHP <http://www.asubarun.or.jp/>  
●E-mail [info@asubarun.or.jp](mailto:info@asubarun.or.jp)

開館時間/事務所 午前9時～午後5時  
ライブラリー 午前9時～午後9時(日祝日9時～5時)  
休館日/第4月曜日を除く毎週月曜日(祝祭日の場合はその翌日)  
\*8月の第5を除く月曜日は開館  
年末年始(12月28日～1月4日)、8月13日～15日、8月の第5月曜日